

会報

第 160 号

◇エッセー

心の教育について思うこと 広島大学長 原田 康夫

■諸会議議事要録

理事会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

教員養成特別委員会

■予算・決算

平成9年度国立大学協会歳入歳出決算

平成10年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

■要望書

国立大学施設の整備に関する緊急の訴え

研究交流促進法の一部を改正する法律案及び大学等における

技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する

法律案の制定に関する要望について

■資料

教育課程審議会の「中間まとめ」に対する意見について

平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活

動について

国立大学協会

平成10年6月

会報

平成10年6月 第160号

第48卷第2号通卷第160号

平成10年6月号

国立大学協会

●エッセー

心の教育について思うこと 広島大学長 原田 康夫5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成10年 1月～ 4月)

理 事 会 (3.19)11

報 告

会務報告

第 5 常置委員会 JUSSEP 小委員会の継続設置について

委員会委員長の交代について

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

UMAP 先行国際事務局の設置運営について

平成10年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

教員養成特別委員会の設置継続について

医学教育特別委員会の設置継続について

特別委員会の設置について

委員会委員の交代について

国立大学等施設の整備・改善について

当面する諸問題について

副会長の選任について

その他

国大協創立50周年について

理事会, 総会の日程について

退任理事挨拶

第 1 常置委員会 (2.6)21

大学の組織運営の改善について

第 1 常置委員会 (4.15)25

大学の組織運営システムの改革について

委員長の選任について

第 2 常置委員会 (2.2)31

報告事項

入試将来ビジョン検討小委員会報告の「まとめ」について

「情報公開法」と大学入試の関わりについて

大学が指定したセンター試験の試験教科・科目の未受験等無資格者の

取扱いについて

朝鮮高級学校卒業生の国立大学への入学資格について

委員長の交代について	
第3 常置委員会（4.17）	38
平成9年度大学等卒業予定者の就職内定状況について	
平成10年度の就職・採用活動についての経過について	
就職問題への取組について	
作業委員会の設置について	
大学におけるリベラルアーツの役割をめぐる特別委員会の設置について	
今後の委員会の審議課題について	
大学審議会の審議状況について	
第5 常置委員会（3.24）	42
UMAP 先行国際事務局の設置について	
UCTSについて	
AAC&Uからの提案について	
JUSSEP 小委員会委員の交代について	
日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験について	
第6 常置委員会（4.28）	47
専門委員の委嘱について	
平成10年度特別会計予算について	
教員委員について	
第7 常置委員会（2.17）	51
大学の組織運営の改善について	
情報公開法について	
産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議（中間まとめ）に 対する意見	
教員委員の交代について	
第7 常置委員会（4.2）	56
情報公開法について	
複写権問題について	
助手問題について	
教員養成特別委員会（3.3）	58
教育課程審議会「中間まとめ」の書面ヒヤリングについて	
教員養成特別委員会の存続について	
国大協教員養成制度特別委員会「大学における教員養成等に関する調 査・研究報告書」の集大成について	

■諸 会 合（平成10年1月～4月末までの開催会議）	61
----------------------------	----

【予算・決算】

平成9年度国立大学協会歳入歳出決算	62
平成10年度国立大学協会歳入歳出予算（案）	63

【要 望 書】

国立大学施設の整備に関する緊急の訴え	64
研究交流促進法の一部を改正する法律案及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の制定に関する要望について	66

【資 料】

教育課程審議会の「中間まとめ」に対する意見について	67
平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について	69

【そ の 他】

副会長の選任	74
--------	----

編集後記

心の教育について思うこと

広島大学長 原田 康夫

ご存知のように、平成9年8月、文部大臣は、「心の教育」を中央教育審議会に諮問し、豊かな人間性を育むための教育の営み全体を視野に入れた教育改革を求めている。これを受けて現在、中央教育審議会では(1)子供の心の成長をめぐる状況と今後重視すべき心の教育の視点、(2)幼児期からの発達段階を踏まえた心の教育の在り方、(3)家庭、地域社会、学校、関係機関が連携・協力して取り組む心の教育の在り方などを中心に、審議を進めているところである。今日の子供たちの荒れようを眼前にして、私も専門家の立場から、とりわけ、幼児期以前の発達段階の胎児の状況における教育の問題を考えてみたい。結論的には、この問題の根源は私には戦後の世相にあるように思えてならないのである。

胎教について

女性が子供を産むという事は一番の大事業であり、昔は胎教ということもよく言われ、妊娠中に火事を見ると兎唇、口蓋裂になるなどと言われ、出来るだけ刺激的なもの、こわいものなどは見てはいけない、またさけるべきだなどと言われていた。

私は耳鼻科医であり、私達の教室は前任の黒住静之教授以来、兎唇、口蓋裂症例が多く集まり、千数百の手術症例を数えた。

妊娠中に火事を見たために、兎唇の子供が生まれるという症例はなかったが、ダイオキシン、制癌剤、ステロイドなどある種の薬剤、ストレスなどでこれらが

起こることが知られるようになり、私達も実験動物で口蓋裂を起こす研究も行った。これらは妊娠前期に口唇、口蓋の正中の癒合不全で起こるのであり、五百の出産に一人の割合で出生して来るものである。各種の身体的な奇形は妊娠前期に起こるものであるが、私は胎教が真に必要な時期は妊娠後期にあると思うのである。私の専門の内耳の研究からみると、聴器は胎生5ヶ月には出来ており、この時期に内耳神経が脳と連絡するのである。聴器のコルチ器は一系列の内毛細胞と三列の外毛細胞が整然と並んでおり、その数は約二万個である。胎生5～6ヶ月にはこれらの器官が、外界の音を認知し、反応するのである。従って、妊娠後期の4ヶ月間は母親の精神心理状態がそのまま胎児の気分につながっているのである。

母親が恐れたり、驚いたりすると、同じように胎児も反応し、母親が喜んだり、よい気分になると、胎児もその気分になると思えばよい。最近では、妊娠のためのマタニティー音楽会なるものもぼつぼつ盛んになり始め、これは胎教にはまことに良いことである。

「あかちゃんのうた」と胎教ベルト

私と胎教音楽の出会いは、松谷みよ子さんの絵本からである。昭和62年の秋、エリザベト音楽大学での私のかつての教え子、聖カタリナ女子大学の教授、桑村清子さんが松谷みよ子さんの「あかちゃんのうた」(童心社)を送ってくれ、作曲してはいかがですかというアドバイスがあってからである。

いわさきちひろさんの可愛い絵に、松谷みよ子さんの短い詩をながめているうちに、13曲全曲、3日間で作曲出来てしまった。勿論、伴奏などをつけ完成するには少々時間がかかったが、わずか2年くらいで以前作った4曲も加えて音楽之

友社より「あかちゃんのうた」として出版していただいた。これは現在も版を重ねている。早速CDにしてと思った所、「あかちゃんのうた」17曲を紙谷加寿子さん（オペラ野薔薇座代表）が歌ってくれ、ビクターからCDとなった。これを多くの妊婦さん、また結婚する若い人達にさしあげ、大変喜ばれることになった。各曲、1分くらいの曲であるので、これを胎教に使ってはと思い、胎教ベルトの発想が出来、これもビクター株式会社と共同で実用新案特許を申請した。幸い特許もおりビクターの方からも試作品を作っていただいた。

腹壁から胎児への音の伝わり方、胎児への影響などの文献も日本医科大学産婦人科学教室の研究などから知ることが出来た。これによると、腹壁からの音が子宮内へ入る時、三千ヘルツ以上はカットされる事もわかり、内耳への受傷性は少ないと判断した。

早速、私の耳鼻科教室の若い医師夫人や、広島大学学内の妊娠した女医さんに胎教ベルトを装着してもらい、「あかちゃんのうた」数曲の入った胎教ベルトで試みてみた。妊娠6ヶ月以上の妊婦と腹壁から胎児に聴かせたのであるが、妊婦は子守歌を聴いているようであり（リズムが心音の速さの1/2のゆっくりとした速度で作曲）、皆さん妊娠後期に毎日この胎教ベルトを数時間つけてくれた。これをつけて音楽を聴くとリラックスすると皆さんが言ってくれた。またこの度、広島大学医学部保健学科大学院生による研究も石井トク教授により指導され、本年度の修士論文「胎教の心拍動数及び胎動の変化について」の研究が行われ、胎教音楽の胎児に及ぼす影響の基礎的研究も始まった。

初めて胎教ベルトを使った時の子供はもう小学校の年齢になっており、使った人達から音楽によく反応するなど、使ってとてもよかったと外交辞礼かもしれないが感謝されている。

母体のストレスと出生児の行動異常について

ここで妊娠中にストレスを加えたラットから生まれた子ラットの音響刺激による行動について私達の最近の研究の一端を紹介しよう。

3月11日に広島で開かれた脳のシンポジウムでも披露したのであるが、正式には3月24日からの日本薬理学会で発表した。長年あたためておいた案であるが、二群の妊娠ラットに騒音(78ホーン)を聴かせ、一群には妊娠9日目より9日間、水槽で15分間泳がすというストレス実験をした。これらから生まれた動物を28日目に行動と迷路を用いた行動実験を行った。妊娠中に与えた騒音をこれらの実験装置の中で聴かせた所、ストレス群に行動抑制と学習不良が起きることがわかり、それが特に雄に有意に起こることが判明した。一方、これらの動物の血中にはアドレナリン、ノルアドレナリンが上昇し、更に大脳中のこれらのモノアミンのリセプターの測定を行った所、雄に有意なアドレナリンのリセプターが多くなっていることが判明した。

雄におけるアドレナリンリセプターの増加は、母体の内部ですでに起こっていることになり、これらの問題からも妊娠中のストレスは胎仔に大きな影響を与えることがわかった。特に雄に顕著に起こることが面白い。

私は「あかちゃんのうた」を作った関係上、幼稚園などの保母さんから話を聴く機会が多い。それによると、幼稚園児の時代に、すでに大変むつかしい行動をする子供があるようで、三つ子の魂百までとはよく言ったものである。

子供の教育について

私は子供の教育、特に今日の問題を単に小学校・中学校教育という、学校教育に問題の責任を転嫁するのは酷なように思う。

むしろ、妊娠後期から人間は一つの個性を持つという認識を国民全体が知り、子供を作るといことがいかに大変なことであり、胎生期・乳児期・幼児期・小児期を愛情を持って手をかけて育てるといことが後に自分や家族のためにいかに楽であり大切かを、ここでもう一度確認し、家庭教育の重要性をもっと認識しなおしてもらいたいと思うのである。

子供が出来ることは、大きな喜びであることは今も昔も変わらないことではあるが、妊娠後期の4ヶ月間を本当に祈るような気持ちで、心安らかに生活をするという共通の認識は出来ないものであろうか。また、仕事を持つ女性は、この時期、仕事を軽減してでも生まれ出る子供に愛情をそそげる時間を持ち、ストレスを極力さける配慮が欲しいものである。

脳内に出来たアドレナリンリセプターの多い子供は、少しの血中アドレナリンの上昇でも容易に異常行動や、いわゆる「切れる」という現象が起こることは医系の人なら誰でもわかることであり、最近では食事と「切れる」ということの関係なども取りざたされ始めたのである。ファーストフードではなく、母親が手をかけて作った食事では急激な血中アドレナリン上昇が起こりにくいという研究(鈴木雅子 福山女子短期大学教授)からも家庭愛の重要性がうかがわれるのである。

日本人がもう一度、精神性を取りもどす為にも、最近では完全に忘れてしまっている乳・幼児期の教育を母親も父親も真剣に考えることが必要ではなかろうか。週刊誌のタイトルをみるだけでもあまりにも刺激的で、なにもかもメディアにおどらされ、真の精神性を忘れた日本国になりさがって来ていることはまことに残念である。

子供にも物心ついた頃から、人を敬い、先祖をまつる心、即ち神を恐れる心、

自然を敬う心、自国を誇りに思う心、私達が子供の頃にあたりまえであった道徳心を家庭でまず身につける風潮をもう一度とりもどさないで、問題を学校教育だけに求めている教育の現場の皆さんがあまりにも気の毒である。

一方、教師にも善・悪のけじめは毅然として教える環境を作らないと、次の世紀には日本国は滅亡するとさえ思われるのである。

出生率の面からみても1.42%の出生率で、本当にこれから日本はどうして行くのか、国民全体が本気で考えないと大変なことになりはしないかと案じられるのである。

たしかに今日、日本人自体の進学率は戦前・戦後のそれよりも上昇しており、50%をこえる大学進学率を迎えようとしているし、日本人全体の教育度はなべて低下していない。しかし、精神性において日本人が日本国を誇りと思い、国のためにどのように役に立とうかということ、即ちごく自然な愛国心すら、悪のようにいわれる時代から早くぬけ出す手だてを考えなくてはと思うのである。

合理主義、近代科学主義を教育理念の根本においたこれまでの教育は、全世界的に考えなおす時期が来ているようである。次の世紀は、再び高い精神性をとりもどした、真に成熟した時代となり、自分達が生きている世界への愛、即ち地球愛を持った人間が育つことが望まれるのである。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成10年3月19日(木) 13:30~16:45

場所 東海倶楽部「霞の間」(霞が関ビル33階)

出席者 阿部会長

蓮賀副会長

丹保, 吉田, 阿部, 丸山, 中嶋, 内藤, 岡田, 金城, 加藤, 長尾, 岸本, 高橋, 原田, 立川, 田中各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

木下教員養成特別委員会委員長

(大学入試センター)廣重所長, 石井事業部長

阿部会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように述べられた。

ご承知のとおり、いま国立大学はいろいろな面で大変厳しい状況に立たされている。行財政改革に関しては、独立行政法人化の問題は依然として残っており、また大学審議会はピッチを上げて審議中であり、21世紀の大学像、大学の組織運営のあり方等、具体的な問題について、本年6月に「中間まとめ」、9月に「最終答申」をめざしている。さらに、自由民主党の行政改革推進本部では、独立行政法人化を含め国立大学の設置形態について引続き検討されているようなので、これらのことを睨みながら、国大協として体制を整えていかなければならない。ご協力のほどよろしくお願い申し上げる。

本理事会は、副会長の選出、平成10年度の国大協予算(案)のほか、いくつかの案件についてお諮りするとともに、各委員会の審議状況についてご報告をお願いしたい。

なお、委員会報告のため特別委員会の委員長にもご出席願ひ、また、平成10年度大学入試セ

ンター試験の実施状況などのご報告をいただくため、後刻、大学入試センターの廣重所長にもご出席いただくので、ご了承いただきたい。

初めに、学長交代により初めてご出席の理事並びに新たに選任された委員会委員長をご紹介する。

理事 京都大学長 長尾 真

(前任:井村裕夫)

第3常置委員会委員長 お茶の水女子大学長 佐藤 保 (前任:久々宮久 東京商船大学長)
教員養成特別委員会 大阪教育大学長 木下 繁彌 (前任:蓮見 音彦東京学芸大学長)

なお、鈴木東京医科歯科大学長には、これまで監事としてご出席いただいたが、第6常置委員会委員長就任に伴い、今回から第6常置委員会委員長としてご出席願うこととなった。

ついで、伊藤事務局長から、出席状況及び定足数の確認等について、次のとおり報告があった。

理事会は、会則第18条により、理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要

であるが、定数24名に対し出席者は20名なので、定足数を満たし、成立している。

引続き会長から、ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているの、これより議事に入りたい旨述べられた。

I 報 告

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務報告について「資料3」に基づきご報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 「国立大学の学生納付金について」の要望について

12月1日、蓮實副会長、武藤第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省並びに文部省に赴き、「国立大学の学生納付金に関する要望書」を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第159号参照)

(2) 教育改革フォーラムについて

11月22日、福岡、12月6日、札幌において、「教育改革フォーラム(経済社会と教育)」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、福岡では杉岡九州大学長が、札幌では丹保北海道大学長が出席し、意見交換を行った。

(3) 文部省と国大協との懇談会について

12月11日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から井村会長、阿部副会長、阿部第1常置委員会委員長、梶井第4常置委員会委員長、丸山千葉大学長、鈴木東京医科歯科大学長並びに特別会計制度協議会の中西、小川、黒川、伊藤の各専門委員、文部省から佐藤事務次官、小野官房長、佐々木高等教育局長、雨宮学術国際局長ほか関係官が出席し、文部省から平

成10年度予算編成の概要並びに学生納付金の改定の動向について説明を受けた後、意見交換を行った。

(4) 全国高等学校長協会との懇談について

12月24日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から加藤第2常置委員会委員長、入試将来ビジョン検討小委員会の市川、山極、松井、荒川、岩坪、山村の各委員、全国高等学校長協会から和田会長、久野大学入試対策委員長他8名の関係者が出席し、大学入試にかかわる諸問題について懇談した。

(5) 審議会等への意見提出について

文部省初等中等教育局から、『教育課程審議会「教育課程の基準の改善の基本方向について」(中間まとめ)』について意見を求められ、木下教員養成特別委員会委員長に依頼し、2月3日、意見を提出した。(資料10参照)

(6) 全国交通安全運動の協賛団体の推薦について

文部省高等教育局学生課から、平成10年度秋の全国交通安全運動から新たに国大協についても協賛団体に推薦したい旨の要請があり、3月13日開催の常務理事会で了承を得たので、承諾した。

なお、前回理事会以後本協会宛提出された要望書等は「資料4」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

2. 第5常置委員会JUSSEP小委員会の継続設置について

会長から、第5常置委員会JUSSEP小委員会の継続設置が、「資料5」のとおり常務理事会において承認された旨報告があった。

3. 委員会委員長の交代について

会長から、委員会委員長の交代について「資料6」にもとづき次のとおり報告があった。

(新委員長) (旧委員長)

○第2常置委員会

杉岡 洋一 平成10年4月1日付 加藤 延夫
(九州大学長) (名古屋大学長)

○第3常置委員会

佐藤 保 平成10年1月10日付 久々宮 久
(お茶の水女子大学長) (東京商船大学長)

○第5常置委員会

中嶋 嶺雄 平成10年4月1日付 江崎玲於奈
(東京外国語大学長) (筑波大学長)

○第6常置委員会

鈴木 章夫 平成10年2月1日付 武藤 輝一
(東京医科歯科大学長) (新潟大学長)

4. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

前回総会以降本委員会を2回開催し、総会から付託された「大学の組織運営のあり方について」について検討を始めた。第1回目(平成9年12月11日)は、大学運営に関する大学審議会の過去の答申や、学校教育法ほかの法体系がどのようにしてできたかといったことについて資料にもとづき復習し、意見交換した。第2回目(平成10年2月6日)は、文部省の大学課長から最近の大学審議会の審議状況等について報告を伺ったのち、フリートークを行った。この問題に関する本委員会のスタンスは、大学審議会の審議状況と連動させながら議論を行っていくということで、現在、その動向をみながら、

次回委員会開催をいつにするか模索しているところである。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

1) 報告書『大学入学者選抜の改善に向けて』について

入試将来ビジョン検討小委員会において2年間にわたり入試改善について検討してきたが、このほどこれを報告書(『大学入学者選抜の改善に向けて』)に取りまとめた。大学関係者を中心に各方面に配付することとしている。

2) 「大学入試情報開示の問題点・留意点について」について

第7常置委員会丸山委員長からの依頼により、「行政機関保有情報公開法」と大学入試の関わりについて検討を行い、それをもとに取敢えず「大学入試情報開示の問題点・留意点について」(「資料7」)を本委員会としてまとめた。調査によると、国立大学で入試情報を開示しているのは西日本を中心に現在19大学あり、その方法は、合格最低点のみ公開しているところが最も多い。ただ、中には、進学指導ということで受験生本人の意思に関係なく個人の成績を高校側に提供しているところもあるが、これは法案の、個人情報非開示の原則に反することになり、今後これにどう対応するかが問題になるのではないか。情報開示については、基本的には各大学で考えていただくことであるが、各国立大学が入試情報開示請求に対する開示・不開示決定の審査基準を定めるについて参考となる何らかの指針(ガイドライン)が必要になるとと思われるので、引続き検討を行うことにしたい。

3) 朝鮮高級学校卒業生の国立大学入学資格の問題について

この問題については、かつて本委員会の議題

として取り上げようとしたことがあったが、各種学校である朝鮮高級学校卒業者に大学入学資格は認められないという文部省の方針は従来と変わらず、そうである以上検討しても成果は得られないと判断し、結局、会長が理事会にこの経過を報告するというで終わった。しかし、今回、関係者から要望が寄せられ、井村（前）会長並びに阿部会長からも本委員会に検討要請があったので、検討を行った。出席していた文部省の栗山大学入試室長は、大学入学資格に係る学校教育法施行規則第69条6号に「大学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認めた者」とある規定は、各国立大学に自由裁量を認めたものではないとの説明であり、依然として文部省の見解は変わっていないが、国立大学の教員の中に支援組織ができるなど、状況はこれまでとは変りつつあるように思われるので、審議を継続したい。

以上の報告説明について、国立大学の入学資格に関し、朝鮮高級学校以外の各インターナショナル・スクールも含めて検討してほしい旨要望があった。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

平成9年度から、大学・企業間の就職協定は締結せず、これまでの協定に代えて、大学側は「申合せ」を、企業側は「採用・選考に関する倫理憲章」を、それぞれ定め、これを双方が尊重に努めることになったが、去る1月22日開催の大学側と企業側の連絡会議において、平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職・採用の取扱いについて確認が行われた。このうち、大学側の「申合せ」は「資料8」の別紙1のとおりであり、昨年度に比べて変わったのは、求人票の取扱いが各大学の自主的判断に委

ねることになったこと等である。

なお、来月、本委員会を開催し、今後の活動方針について協議することになっている。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

技術職員の処遇を図って新たに「技術専門職」制度を創設することとし、「資料9」のとおり、平成9年11月17日付で技術専門官及び技術専門職員に関する訓令が定められ、平成10年4月1日から適用されることになった。その後人事院から、これにもとづく平成10年度級別定数等の内示があった。そこで、11月25日に作業委員会を開催し、各大学が技術専門官及び技術専門職員を選考するについて必要な選考基準のガイドラインについて検討した。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長欠席により中嶋委員長代理が代って報告）

関係各位のご尽力により、平成10年4月からUMAP 先行国際事務局を東京大学教養学部のアメリカ研究資料センターの中に開設する運びになった。前回、事務局の管理運営体制等の方針をお認めいただいたが、その後、第5常置委員会及びUMAP 国際事務局検討会を開催し、また、文部省及び東京大学の関係者とも協議を行い、UMAP 先行国際事務局の設置運営の申し合わせ案を作成した。これについて後刻ご審議をお願いしたい。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

平成9年12月16日、本委員会を開催した。当日の審議事項等は次のようである。

1) 国大協と文部省との懇談会について

去る12月11日に開催された国大協と文部省との懇談会の模様について、懇談会に武藤委員長

の代理で出席した鈴木委員から報告した。詳細は会報159号(平成10年2月号)91頁から92頁を参照いただきたい。

2) 授業料問題について

文部省から、授業料はこれまで隔年ごとに値上げされてきており、財政当局からは平成11年度入学者の授業料について増額改定したいが、この際、学部別授業料、あるいは在学生をも対象とするスライド制の導入を検討したいとの意向が示された旨説明があった。これについて意見交換したが、値上げが避けられないとしても、学部別授業料は絶対反対すべきというのが大勢の意見であった。その後、文部省と財政当局との折衝の結果、平成11年度入学者について前年度比9,600円(昼間学部)引上げて年額478,800円に決定し、また、平成11年度以降、在学中に授業料改定が行われた場合に、在学生にも新授業料を適用するスライド制を導入することとなった。

3) 委員長の交代について

武藤委員長が近く学長の任期満了に伴い退任するので、次期委員長の互選を行い、鈴木東京医科歯科大学長を選任した。

なお、総会から、予算の弾力化について検討要請されており、科研費も含めて今後検討していきたい。

(7) 第7常置委員会(丸山委員長)

1) 助手問題については、本委員会としての意見をまとめつつあり、いずれ第1、第4、第7各常置委員会合同委員会を開催し審議いただくことにしたい。

2) 複写権問題については、これまで重ねてきた議論を踏まえてそろそろ結論を出す段階にきている。

3) 情報公開法問題について

情報公開法が近く国会に上程される予定である。情報公開法が制定された場合、各国立大学はその保有する文書等の情報について、開示請求に対する開示・不開示を決定するための審査基準を定めなければならないが、国大協としてそのガイドラインを作成し各大学の参考に資することとし、幾つかの大学の事務局の協力を得て、何が開示できて何が開示できないか、大学が保有する情報内容の整理等を行っているところである。なお、入試関係については第2常置委員会に、大学附属病院医療関係については国立大学附属病院長会議等で検討いただくことになっている。

4) 「大学等における技術に関する研究結果の民間事業者への移転の促進に関する法律案」及び「研究交流促進法の一部を改正する法律案」が今国会に提出されている。国大協として、産学間の共同研究が一層促進されることを期待し、両法律案の早期の成立が図られるよう、文部大臣宛要望書を作成することをお認めいただきたい。ご了承いただければ、後日、本委員会で要望書案をまとめたい。(了承)

(8) 医学教育特別委員会(鈴木委員長代理)

これまで、学士編入学制度、卒後臨床研修制度及び医学大学院制度等について検討してきたが、これらの検討結果を前石川委員長がまとめ、報告書を作成することにしているが、まだまだまとっていない。

本委員会は本年3月31日が設置期限であり2年間の任務を終わるが、最近、医師・歯科医師数の削減の問題が再浮上していること、また、この時期、21世紀の医学歯学教育・医療について種々検討すべき問題があるので、本委員会を

継続したく、各委員にご意見を伺ったうえ本委員会の設置継続を常務理事会及び理事会に申出ることとした。

(9) 教員養成特別委員会（木下委員長）

行財政改革の一環として、国立大学の教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度までの3年間に5,000人削減することが決定され、全国の教員養成系大学・学部の改革・再編が動き出している。平成10年度概算要求において、11の教員養成系学部が、他学部への振替、新課程への移行のほか、純減も含めてリストラを行っている。改革・再編の問題は、21世紀へ向けての教育改革との関わりにおいて考えていく必要がある。委員会では、教員養成系大学・学部の改革・改編の動向と、関係審議会の審議状況等について情報交換と意見交換を行った。また、今後取り組むべき課題について検討するとともに、本委員会の設置の継続について協議した。このほか、会長の会務報告にあったとおり、教育課程審議会「教育課程の基準の改善の基本方向について」について、国大協に書面ヒアリングの要請があり、期限が迫っていたので委員長の責任で意見をまとめ、会長名で審議会に提出した。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

平成10年度大学入試センター試験は、去る1月17日(土)及び18日(日)の両日実施し、全国562の試験場において約549,000人が受験した。降雪の影響により一部の試験場で試験開始時間を遅らせる措置を講じたが、全体としては無事終了することができた。しかし、ご承知のとおり、約50

万人分の採点を行った段階で、得点調整の対象科目である、「地理歴史」の中の「日本史B」と「地理B」との間に約21点の平均点差が生じた。検討の結果、これが試験問題の難易差によるものと認められたので、既に公表している得点調整方法に基づいて、両科目の得点調整を行うこととし、また、平均点差が両科目の間にある「世界史B」についても得点調整を行うこととし、この旨去る1月23日(金)に記者発表するとともに、翌24日、新聞公告を行った。

また、試験終了後に、「世界史B」において、発表した正解と異なる解答も成立することが判明したために、正解を2つとすることとした。なお、試験問題の内容については、新聞等の論評にあるように、全般的には適切な出題であったとの評価であった。

引続き石井事業部長から、配付資料にもとづき、平成10年度大学入試センター試験平均点等(中間集計)、得点調整の具体的方法について説明があった。

II 協 議

1. UMAP 先行国際事務局の設置運営について

中嶋第5常置委員会委員長代理から次のように述べられた。

UMAP 活動に関する事務を行う暫定的な組織として設置することとなった、UMAP 先行国際事務局の設置運営等についての申し合わせ(ガイドライン)案を「資料14」のとおり作成した。これについてご審議のうえご了承が得られれば、国大協、公大協、私大団連及び文部省の四者で構成する「UMAP 国際事務局検討会」に提案することにした。また、事務局の設置運

営に伴う「所要経費見込額」についても資料に付したので、合わせてご審議いただきたい。

以上の説明について、主として、UMAPの将来展望、先行国際事務局の当面の任務等について質疑応答があったのち、会長から語り、「UMAP(アジア太平洋大学交流機構)先行国際事務局の設置運営について(申し合わせ)〔案〕」の「検討会」への提出について異議なく了承された。

2. 平成10年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成10年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から、「資料11」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

3. 教員養成特別委員会の設置継続について

木下教員養成特別委員会委員長から、教員養成特別委員会の設置継続申請について、「資料12」にもとづき、設置継続の理由、審議課題、設置期間、委員・専門委員候補者等について提案説明があった。

ついで、会長から、教員養成特別委員会の設置継続の件については、去る3月13日開催の常務理事会で審議し申請どおり了承されているが、本理事会としてこれを承認することとしてよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

4. 医学教育特別委員会の設置継続について

鈴木医学教育特別委員会委員長代理から、医学教育特別委員会の設置継続申請について、「資料13」にもとづき、設置継続の理由、審議課題、

設置期間、委員・専門委員候補者等について提案説明があった。

ついで、会長から、医学教育特別委員会の設置継続の件については、去る3月13日開催の常務理事会で審議し申請どおり了承されているが、本理事会としてこれを承認することとしてよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

5. 特別委員会の設置について

初めに、会長から次のように述べられた。

去る3月13日開催の常務理事会において特別委員会の設置について審議した結果、「資料25」のとおり、一つは、大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会、もう一つは、国立大学の評価準備特別委員会、の2つの特別委員会を新たに設置することを理事会に諮ることとした。なお、大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会の委員長には、特に蓮實副会長にお引受けいただくことにした。

ついで、蓮實副会長から次のように述べられた。

大学設置基準の大綱化以降、一般教育の役割が失われ始めており、社会的要請からも、この際、特別委員会を設置してリベラル・アーツの役割について検討する必要がある、ということになり、私が委員長に指名された。お認めいただければ、多少時間をかけて検討し、ある段階で中間報告を出したのち報告書をまとめることにしたいと考えている。なお、委員の人選は後日に譲りたいが、教養教育問題を所管する第3常置委員会から若干名参加いただきたいと考えている。

ついで、会長から「大学教育におけるリベラ

ル・アーツの役割をめぐる特別委員会」の設置について諮った結果、異議なく承認された。

引続き、会長から「国立大学の評価準備特別委員会」の新設について次のように諮られた。

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会では、行政改革会議等においてなされている国立大学の独立行政法人化、民営化の議論に対応し報告書の作成も含めて種々検討してきた。幸い、昨年12月に出された行政改革会議の最終報告には、国立大学の独立行政法人化が盛られなかったが、長期的課題の中で選択肢の一つとする姿勢であり、また、自由民主党の行政改革推進本部を中心に依然として、すべての国立大学を独立行政法人化することや医学系・自然科学系学部のみ国立大学に残し他は独立行政法人化するという考えが根強くあるやに聞いている。さらに、大学審議会では、大学の組織運営のあり方等、具体的な問題について6月に「中間まとめ」、9月に「最終答申」をめざし急ピッチで審議が行われるということである。

そういう状況に対し国大協としてどう対処するかが問題であるが、その一つとして「大学評価」が必要なのではないか。それは、個々の大学の自己評価にとどまるのではなく、国大協として「大学評価」を行うことが必要と思う。99大学すべての国立大学を評価することは容易なことではなく、時間も予算もかかることだが、この際、国大協としても取り組むことが必要と考える。

そこで、新たに「国立大学の評価準備特別委員会」を設置し、諸外国における「大学評価」の実状の調査研究も行い、わが国に相応しい評価の方法を検討したい。過日の常務理事会でこの特別委員会の設置についてご了承いただいたので、お諮りする。なお、ご承認いただければ、

委員長及び委員の人選については、会長一任とさせていただきます。

これについて、委員会の名称について、より相応しい名称を検討されたいとの意見があったほかには特に異議なく、特別委員会の設置は承認された。

6. 委員会委員の交代について

会長から、委員の交代について「資料15」とおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

(委員の交代は次のとおり)

	(新委員)	(旧委員)
第7常置委員会	山下 廣順 (名古屋大学教授)	松尾 稔 (名古屋大学教授)
	岡東 壽隆 (広島大学教授)	佐々木正治 (広島大学教授)
国立大学の在り方と使命に関する特別委員会	梶井 功 (東京農工大学長)	木村 孟 (東京工業大学長)
	立川 涼 (高知大学長)	武藤 輝一 (新潟大学長)
	田中 弘允 (鹿児島大学長)	慶伊 富長 (北陸先端科学技術大学院大学長)

7. 国立大学等施設の整備・改善について

会長から次のように諮られた。

このほど、「今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査協力者会議」において報告書(「国立大学等施設の整備充実に向けて」)がまとめられたが、これは、国立大学にとって心づよい支援である。昨年7月、国大協として文部大臣宛に国立大学の施設の整備・改善について要望書を提出しているが、協力者会議の報告書を踏まえて、どういう方向で対応すべきかご意見をいただきたい。

これについて協議が行われた結果、引続き国

立大学施設の整備・改善について訴えていくこととし、会長一任で速やかに要望書を作成のうえ関係各方面に働きかけることとした。

8. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

当面する諸問題としては、(1)行財政改革との関連、(2)国立大学の管理運営について、(3)国立大学協会と国立大学の評価について等があると思う。

(1)については、行財政改革にどう対応していくかということであるので、只今ご承認いただいたとおり、新たに特別委員会を設置して「評価」の問題を検討することを考えている。また、国立大学がさまざまな面で過去50年間でどのような成長を遂げたかを社会に理解してもらえるような情報公開が必要と思うので、国立大学の在り方と使命に関する特別委員会において、特に首都圏あるいは近畿圏から遠いところの大学についての情報を分かりやすく明示するような冊子を作ることを検討しているが、過日の常務理事会では十分な賛同は得られなかった。引続き委員会で検討し改めて提案したいと考えている。

国立大学の管理運営については、前回総会で井村会長から、国大協として、当面取るべき対応として挙げられており、①国立大学の独立行政法人化又は民営化の問題は「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」で検討する、②大学の組織運営のあり方については「第1常置委員会」で検討する、③大学における人事の弾力化については「第1常置委員会」で検討する、④大学における予算の弾力的使用については「第6常置委員会」で検討する、⑤国大協の運営方法の見直しについては、会長を中心に常務理

事会で検討する、ことになっている。このうち、組織運営の問題については、既に報告があったように第1常置委員会で検討が始まっており、また、国立大学協会と国立大学の評価については、さきほど検討いただいたところであり、当面する諸問題については実質的には議論されたと考えている。

9. 副会長の選任について

会長から次のように諮られた。

現在、副会長が1名欠員になっており、この選出を行いたい。会則によれば、選出は理事の互選によることになっている。

初めに、選出の方法について、協議によるか投票によるかお諮りしたい。また、副会長については、慣行では2人の副会長のうち1人は旧七帝大から、他の一人はそれ以外の大学から選出しているが、この慣行によるかどうかお諮りしたい。なお、この慣行は、会長、副会長がすべて旧七帝大で占められないようにとの配慮によるものであるが、先の常務理事会では、慣行にとられることはないのではないかという意見と、慣行にはそれなりの重みがあり慣行に従ってはどうかという意見とがあり、結論は出なかったが、現会長、副会長が人文社会科学系ということに考慮し、今回はできれば自然科学系出身者から選任してはどうかという意見があり、これには異論は出なかった。

以上のように述べられたのち、協議の結果、今後、副会長については、1名は自然科学系、もう1名は人文社会科学系出身者から選任することとし、それ以外は特に申し合わせないこととし、無記名投票により選出することとなった。

ついで、梶井第4常置委員会委員長及び鈴木第6常置委員会委員長を開票立会人として投票

が行われた結果、阿部理事（東北大学長）が副会長に選任された。

なお、会長及び副会長は常置委員会委員長にはならない申し合わせになっているため、第1常置委員会委員長であった同理事の副会長就任に伴う措置として、前会長校であった京都大学の長尾学長の第1常置委員会への所属が了承された。

III その他

1. 国大協創立50周年について

会長から次のように諮られ、了承された。

平成12年（7月13日）に国大協が創立50周年を迎える。記念誌の編纂、記念式典等の行事を行う場合は、相当の準備期間が必要となる。そのため、「記念行事準備委員会」の設置について

お諮りしたい。これのご了承が得られれば、その人選については会長にお任せ願いたい。

2. 理事会、総会の日程について

会長から次のとおり諮られ、了承された。

本年の理事会、総会等の日程を「資料23」のとおりとしたいので、お諮りする。なお、定例的な総会及び理事会の開催日は、特に理事各位に支障がある場合は、別途考慮するものとし、原則として、毎年「資料24」のとおり予定していただきたい。

3. 退任理事挨拶

会長から、次回理事会までに退任される加藤理事（名古屋大学長）に対し謝辞が述べられたのち、同理事から挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成10年2月6日(金) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保、貴志、赤岩、岡本、服部、武村、加茂、岸本、立川、横山、田中各委員

伊藤、中西各専門委員

(文部省)清水高等教育局大学課長、常盤大学課大学改革推進室長、白間大学課課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、本日新たに出席された赤岩群馬大学長、岸本大阪大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 大学の組織運営の改善について

委員長から、次のように述べられた。

昨年秋の総会で本委員会に付託された「大学の組織運営の在り方等」の問題と、平成9年10月31日に文部大臣が大学審議会に諮問した「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の内容が種々関連しているので、大学審議会の審議状況をみながら検討を進めて行くこととして、前回委員会では大学の組織運営問題について、これまでの経緯、法令等の現行制度、歴史的沿革その他について勉強し、フリートーキングの形で意見交換を行った。

本日は文部省から担当官にご出席いただいたので、大学審議会への諮問に至る経過及び大学審議会の動向、行政改革会議の最終報告等についてお話を伺うこととしたい。

ついで、清水大学課長から、配付資料に基づき説明が行われた。その概要は次のとおりである。

(1) 大学審議会のスケジュールと諮問の背景について

既に、ご案内のように昨年10月31日文部大臣から大学審議会へ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問がなされ、大学審議会は本年6月に審議経過の概要、9月には答申を行うというスケジュールを公表している。文部省は、この答申が出ると、制度上法律改正が必要なものについては、1月から始まる通常国会には法案を提出するということになる。

中央省庁の再編或いは独立行政法人化、その他についても、3年後の2001年を目途に進めるという状況であり、今後大変膨大な作業となるが、現在の流れの一環である。

行政改革会議の最終報告の中で「行政機能の減量(アウトソーシング)・効率化等」を提言しているが、独立行政法人については、「制度の基本概念」の項で特に言及していることとしては、各法人の目的・任務の明確化が一つのポイントであり、もう一つが主務大臣の監督・関与を制限することにより、法人運営の細部にわたる事前関与・統制を極力排し、組織運営上の裁量・自律性を可能な限り拡大することにより、弾力的・効果的な業務運営を確保して、効率化・質の向上といった国民の求める成果の達成を重視する事後チェックへ重点の移行を図ることである。そして、当然のことながら業務の結果について評価し改善する仕組みを導入するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公

開を徹底し、事業継続の必要性、民営化の可否等について定期的な見直しを実施することとする、と整理されている。このような独立行政法人の対象となる具体的業務の項で、国立大学については、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、現時点で早急に結論を出すべき問題ではないと整理されている。ここで、ご注意願いたいのは、長期的に検討すべき問題というのは、大学改革であり、独立行政法人化は改革方策の一つの選択肢となり得る可能性があるとして整理されていることである。

さらに、施設等機関の見直しの項では、各省庁等国の行政機関に置かれる各種施設等機関(国立大学を含む)については、真に国として必要なものに限定し、それ以外のものについては、民間や地方への移譲を進める必要があるとしている。また、国の機関として存置する必要性の認められるものについても、中央省庁の再編と併せ統廃合を行うとともに、各機関の性格に即応して、独立行政法人化を検討する必要があるが、それに先立ち或いはそれと併行して、組織の見直しを進めるべきであるとされている。

行政改革会議では国立大学を独立行政法人化すべきとする主張は、世界に通用する大学あるいは教育研究の競争環境をどのように作っていくか、そのためには大学の自主性・自律性を確保していくことが必要で、それを大学関係者自身も望んでいる。そして自主性・自律性を担保しながらシステムとして動かしていくためには、最終報告「具体的な大学改革の方策」で示されている、(a)国立大学の自主的改革の推進と情報公開、評価システムの充実、(b)組織・運営体制の整備、(c)大学組織の権限と責任の明確化、

事務組織の見直しが必要であり、そのためには独立行政法人化も一つの選択肢ではないかという論理構造になっている。

国立大学の独立行政法人化に対抗する論理としては、例えば、上述の情報公開、評価システム、組織運営体制の整備、権限と責任の明確化等の改革については、現行の設置形態の中で基本的には可能であること、逆に独立行政法人化の枠組みでは標準化、定型化された業務について短期間に効率を評価するシステムは大学の教育研究には馴染まず、むしろ教育研究水準の低下につながるという論理である。

行政改革会議からの問題提起について、制度的な改革或いは適切な対応等が行われない限り、この問題は確実に再燃する危険性が極めて高いと思われる。率直に申し上げれば、長期的な課題という形で整理されているものの、むしろ猶予期間の性格の方が強いものと非常に厳しく受け止めている。

大学審議会はこれまでに、包括的な審議を行ってきたが、平成7年に「大学運営の円滑化について」答申を行っている。十数年前の臨時教育審議会の法人化問題についての議論と比較すると、今回は確実に状況が変化してきたという認識を持っている。当時の臨時教育審議会においても法人化の議論にはかなり根強いものがあったが、基本的には、その形態の可能性については否定はしないが、今後改革を進めて行くものとし、それに先立って大学審議会を発足させいろいろな形の大学改革について、議論し対応していくという考え方であった。当時の臨時教育審議会の答申をめぐる各界或いは政界を含めた反応は、社会的存在としての大学に対する一種の敬意、寛容さのような雰囲気というものがあったが、この十数年間のうちその影が確実に

薄くなってきたように思われる。特に大学の研究のアクティビティ、教育に対する不平不満は、根強く、また拡がりつつある。これは一種の消費者主義のような考え方、社会意識というものと同時に絡みあっていると考えられる。

以上のように、決して長期的課題ということであ閑としていられる状況ではないことから、大学審への諮問の後、1年という短期間で具体的な結論を得て、来年度の通常国会に法案として提出するスケジュールとなっていることをご理解いただきたい。

(2) 大学審議会への諮問の内容について

文部大臣が諮問した「検討事項例」は、行政改革会議最終報告の国立大学の「具体的な大学改革の方策」という部分と、ある意味ではパラレルになっているといえる。

文部大臣が諮問した「検討事項例」は、次のようなものである。

- 1) 21世紀の大学像：①21世紀の大学像の提示、②高等教育（学部レベル）の妥当な規模、③大学院の量的な拡充、④国公立大学の役割分担等
- 2) 大学院制度の改革：①卓越した教育研究拠点としての大学院を整備するための具体的なシステムの構築、②大学院大学や大学院を中心とした大学の設置促進、③高度専門職業人の養成に応じた修業年限の弾力化、④社会に開かれた大学院や、国際的に開かれた大学院となるための条件整備
- 3) 学部レベルの改革：①教育機能の充実強化、②高等学校教育と大学教育の連携、③大学院教育と連携した学部教育
- 4) 大学の組織運営システムの改革：大学の組織運営の改善、②大学の教育研究の機動的な対応を可能とする措置、③評価システ

ムの確立、④透明性の高い開かれた大学になるための情報公開の推進

(3) 大学審議会の審議状況について

大学審議会の組織運営部会は既に3回の議論を行っており、3月末に審議状況及びその方向性を総会に報告する手順となっている。

最近の2回の審議では、「検討事項例」の中の評価システムの確立、透明性の高い開かれた大学になるための情報公開の推進について集中的に議論が行われた。特に情報公開法案が国会に提出され成立した場合には、国立大学は、早速、法律に基づき、大学における情報（研究者個人の情報は除く）の公開請求に対応していくこととなる。

評価システムの関係では、自己点検評価の実施と結果の公表、或いは学外の第三者による検証を設置基準上義務化するという方向で考えるべきだという議論、教育研究活動を客観的に評価するための項目、評価主体や実施の方法等を整理し、システムとして構築すべきという議論などがあり、ある程度コンセンサスができてつあると受け止めている。

組織運営の改善及び大学の教育研究の機動的な対応を可能とする措置については、まだ1回審議されただけであり、引き続き議論を深めて行く予定である。平成7年「大学運営の円滑化について」の答申において、組織運営の問題は、まず現行制度の枠組みの中で各大学において種々の工夫・改善を行う必要があるとして、学長の役割・選任・任期・補佐体制、予算配分、評議会等の全学的機関、学部長及び研究科長、教授会、事務組織、開かれた運営などについて答申されている。これは、あくまで現行制度で行える工夫・改善であり、今回の大学審議会に組織運営について諮問するということは、先程

の行政改革会議の関連でも述べたように、もっと具体的に目に見える形での意識改革・制度改善でないともはや収まらないということを前提に、平成7年の答申を踏まえつつ議論が行われているところである。

今後、組織運営部会が中心となり、更に精力的に議論を重ねていくこととなるが、基本構想部会、大学教育部会、大学院部会とも問題が関連しているので、組織運営部会の審議にそれら部会の様々な意見が反映されていくことになる。

以上のような説明があった後、次のような質疑応答が行われた。

- 行政改革会議において、財政問題はどのようになっているのか。
- 最終報告の独立行政法人化関係を見ると、財務に関しては、原則として「企業会計原則」によるとしている。曖昧な面はあるが、法人が行う事業の運営費については、必要な場合、各省の運営評価委員会の評価を経て、一定のルールに基づき算定した金額を国が交付する。また、中期計画に規定された投資計画に要する費用で支出するものについては、国は運営費の交付とは区分して、法人に交付等を行うとなっている。ただし、剰余金については、一定の範囲内で弾力的な使用を認め、予算書は作成し提出するだけで、事前に予算統制はしないということである。
- 大臣の諮問にある、予算執行上の弾力性の確保、年度を越えた経費の使用について伺いたい。

- この問題は組織運営部会において、これから審議が行われる予定となっている。
- 評価についてある程度意見の集約がみられたとの説明であったが、内容を伺いたい。
- 自己点検評価は、現在努力義務とされているが、これを設置基準上で義務づけるという議論であり、ほぼコンセンサスが得られている。この場合はそれぞれの大学が教育研究の方向性を明らかにし、その点検方法を構築すると共に、学外の第三者の検証も義務づけ同時に公表していくという考え方である。また、客観的評価システムについては、評価と一口でいっても、教育評価、研究評価、運営評価があるわけで、それを客観的かつ多角的に評価するための項目、評価主体やどの位の期間で行うか等については、更に審議を深める必要がある。

その他、①大学院教育と連携した学部教育について、②大学院の量的な拡大と質的な低下の問題について、③研究評価と教育評価に対する教官の認識について、④国立大学と私立大学の役割分担等について、質疑、意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日は大変貴重なご意見を伺うことができた。大学審議会も更に審議を深めていくとのことなので、随時その状況等お聞かせいただきながら、本委員会に付託された課題について検討を進めていくこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成10年4月15日(水) 13:30~15:40

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 阿部副会長

古賀, 貴志, 赤岩, 町田, 岡本, 矢谷(代理: 藤原副学長), 示村, 長尾, 田中, 加茂, 横山, 田中各委員

田中, 伊藤, 中西各専門委員

(文部省)清水大学課長, 常盤大学改革推進室長, 白間大学課長補佐

議事に先立ち事務局長から, 本日の議事進行について次のように述べられ, 了承された。

去る3月19日開催の理事会において, 欠員となっていた1名の副会長の選出を行った結果, 第1常置委員会委員長の阿部東北大学長が選出された。会長及び副会長は常置委員会委員とはならない定めとなっているため, 現在第1常置委員会委員長は空席になっている。ついては, 後刻, 後任の委員長を選出していただきたいが, それまでの間, 座長を前委員長が務めることをご了承いただきたい。

ついで, 阿部座長から, 次のように挨拶があった。

ただいま事務局長から述べられたとおり, 過日の理事会で副会長に選任されたが, 規定では, 会長, 副会長は各委員会に出席できることになっているので, できるかぎり本委員会に出席し, 協力させていただきたい。

本日は, 前回に引続き文部省から大学審議会のその後の審議状況等について説明を伺ったうえ意見交換を行い, その後, 新委員長を選出していただくこととしたので, よろしく願いたい。

以上のように述べられたのち, 引続き座長から, 新委員の矢谷隆一三重大学長(本日欠席, 藤原副学長が代理出席), 長尾真京都大学長(前任の井村学長が会長であったため, 委員会に属

さなかったが, 3月19日から第1常置委員会所属となった), 示村北陸先端科学技術大学院大学長の紹介, 及び古賀委員の教員委員再任(筑波大学副学長を退任され同大学教授に就任されたことによる委員の委嘱の継続)の報告があり, また, 文部省から出席の清水大学課長, 常盤大学改革推進室長, 白間大学課長補佐の紹介があった。

[議事]

1. 大学の組織運営システムの改革について

初めに, 清水大学課長から, 大学審議会組織運営部会におけるその後の審議状況等について説明し, その上で, 大学の組織運営制度の改革についてご意見を伺いたい旨述べられ, 引続き常盤大学改革推進室長から配付資料をもとに概ね次のような説明があった。

大学審議会組織運営部会は, 昨年10月に諮問をうけて以来, これまで7回会議を開催し審議を行ってきた。配付資料の「組織運営部会におけるこれまでの意見(項目別整理メモ)」は去る3月20日の総会の際に, 有馬組織運営部会長から総会に提出報告されたものであり, これに沿って現時点における部会の審議状況を説明申し上げたい。

1. 「全学的視点に立った責任ある運営体制」
「機能分担の明確化」ということで, ○教授

会万能的な経営で責任の所在が不明確。教授会等の守備範囲を明確にすべき、○管理運営の問題は長い間タブー視され、曖昧なまま現在に至っている感がある。評議会の位置づけ、学長・学部長の権限が明確でない。学部教授会の役割と権限の範囲を整理する必要等、学内の組織の機能分担を整理し明確化する必要がある、といった意見が出ている。

その整理の観点としては、教育研究と経営(運営)の機能分担ということで、○経営と教育研究の分離が行われていないことが根本問題、○大学に経営機能が求められる。その内容としては、大学の組織的目標の設定、その達成手段の明確化、資源の動員・再配置が必要、などの指摘があった。その一方で、○私学でも「経営」という言葉はタブー、とか、○分離といっても教育研究と経営は同じ人がやる必要性もある、という意見もあった。

大学の自治については、○大学の自治の内容が衰弱してきている。大学は従来型の消極的な自治から、研究教育の面で独自の個性を出す積極的な自治に転換が必要、という意見があった。

学長等の役割については、○学長は戦略的アドミニストレーターであるはずであるが、今のシステムでは、学長がリーダーシップを執ることは困難。学長が決める事項と教授会で決める事項の明確化が必要、との意見があった一方、○現在の制度でも、学長のリーダーシップは発揮できる、という意見もあった。

全学的な経営(運営)組織については、○大学運営会議を設置し、総合戦略・総合調整を担当させてはどうか、大学運営会議は、学長、副学長、事務局長、及び大学運営に専念する数名の教官をもって構成し、大学の将来構想、予算の配分、入学者の選抜など、企画立案と実行の

段階を担当し、大学運営の最終責任を負うということを考えてはどうか、という提案があった。

全学と学部との関係では、提案のあった大学運営会議を仮につくるとした場合、教授会との関係をどう整理するか、学部教授会の機能をどう整理するか、大学運営会議にどの程度権限をもってくるかが一番難しい問題ではないか、など教授会の役割を明確にして、もっと機能的にできないかという意見が強かった。

また、大学が外部の意見を反映させる仕組みについては、外部の意見を聴取することは重要であるというのが一致した意見である。

2. 大学の教育研究の自主性・自律性の拡大組織、人事、予算、会計、大学の設置運営に係る手続等の弾力化が必要であるとし、たとえば、講座の改編が大学の裁量で容易にできるようにするなど組織編成の弾力化を高めることとか、民間人を受け入れる場合の給与の格付けの弾力化を図るべきというご意見をいただいた。

3. 評価システムの確立

適切な競争的環境を設定するために評価は重要であるという意見が大勢であり、自己点検・評価の充実については、自己点検・評価の実施、公表、学外第三者による検証を義務とする方向に肯定的意見が多かった。また、客観的評価システムについて、外部評価システムの導入が必要との意見もあった。さらに、資源の効果的配分ということに関しては、限られた資源を効率的に投入し、教育水準を低下させないようにするために評価の問題は避けて通れないという意見があった。

4. 透明性の高い開かれた大学となるための情報公開の推進

情報公開の必要性という点で部会の各委員の認識は一致している。意見の中には、○国立大

学を独立行政法人化すべきという意見が出されているのは、社会一般人にとって大学がわかりにくいからではないか、という意見もあった。情報公開の問題については、情報公開法要綱案に基づき、国立大学の情報についても他の行政情報と同様、個人情報等不開示事項を除いて原則として公開されるという前提で議論されている。基本的には、情報公開法に基づいた、消極的な情報公開というのではなく、大学はむしろ、積極的に公開すべき情報として、入学試験と卒業後の進路など、入口と出口の情報、あるいは、学生の成績評価とか、大学でどんな教育が行われているかとか、大学の財政問題や特許などについても情報公開を図らなければならないとの意見があった。

以上が先月の大学審議会総会での有馬部会長からの報告の概要である。

概ね以上のような説明があったのち、次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

- 企画立案や学内の意見の総合調整を担う「大学運営会議」を設けるといことと、学外の意見を学内に反映させるため「大学運営協議会(仮称)」を設けるといことが提案されているが、その方向に進みそうか。
- 大学全体としての組織目標の設定、その達成手段、資源の配分をどうしていくか、そういう意味での全学的機能を重視していこうというのが全体としてのコンセンサスであると思う。そして、全学的機能を担う場合に、学長のリーダーシップということでは、学長の権限を強化する形だけでは必ずしも十分ではないのではないか、全体として学長を支え、学長の統括のもとに全学的執行機能を担える学長補佐体制であり、かつ制度的により明確

になったものとして、大学運営会議が提案されたものと思う。

- たとえば、大学運営会議が審議会答申となった場合、文部省は制度改正を考えられることになるのか。
- 平成7年に大学運営の円滑化について答申がなされたが、それは現行制度の運用の枠内での改善に留まるものであったが、今回は、中央省庁再編法案、エージェンシー化を巡る議論、等の関係から考えて、おそらく制度改正を前提とする答申をいただけるものと思っている。種々論点があり、ご意見を伺いたいが、特に全学的機能を担う学長補佐体制として、たとえば、「大学運営会議」を設けることについてどうか、また、全学執行機関(学長、学部長等)と審議機関(評議会、教授会)との関係をどう制度的に考えたらいいか、さらに、全学と学部との関係において、評議会と教授会との審議事項をどう整理するか等について意見を伺いたい。
- 大学運営会議を提案の形で設置することになると、当然従来の評議会の性格が変わることになる。その場合、大学運営会議が決めたことのチェック的な機能を評議会がもつのがいいかどうか。あるいは、問題によって評議会の方で審議していただくことがよいのかどうか。
- 外部評価ということでは第三者評価が重要と思うが、その場合、どういう人を評者にするかが大きな問題と思う。
- 管理運営の仕組みを見直すうえで情報公開の問題があると思う。決定の仕組みをはっきりルール化しないといけないのではないか。どの段階でどの情報を公開するかは微妙であり、バラバラに情報公開すると、一種の意思

形成過程にいろいろな声が入ってきて、仕組みをつくっても動かないということになりかねないので、そのあたりをどう整理するかが大事であろう。

- 今国会に提出されている情報公開法案では、国立大学は、学長が開示非開示の決定権者である。その場合、情報開示の考え方をどう整理していくかが問題である。最終的にはそれぞれの大学が定めるにしても、その拠り所となる何らかのガイドラインが必要ということで、国大協として第7常置委員会が目下その検討がなされていると伺っている。
- 情報公開の問題は管理運営の仕組みと深く関わることであるが、第1常置委員会として第7常置委員会に意見を出してはどうか。
- 大学運営会議を設けて、そこが企画立案と総合調整を行い大学運営の最終責任を負うという提案であるが、この場合、学部の教官や学生の意向、現場の事情を汲み上げたくらうで企画立案するということでない、方向を誤る可能性がある。今後の問題かと思うが、そのあたりも十分考えておかなければならないのではないか。
- 全体の仕組みとの関連がみえないうちに大学運営会議だけについて考えにくい、仮に評議会が今のままあるとすると、審議機関として新たに大学運営会議をつくるのは二重のことになるように思える。むしろ、学長のリーダーシップ、調整能力を発揮するためには、長期戦略を立てる能力をもつサポート体制をつくるのが重要なのではないか。ただ、これはすべての大学に一般化できるかどうかは判らない。
- 特に大規模大学の場合は、伝統的に学部自治意識が強い傾向にあるので、大学運営会議

ができたとしても、情報が学内に滲透するようなメカニズムを余程うまく考えないと、十分機能しないということになるおそれがある。

- 大学の教育研究が複雑化してきていて、学際的学問分野の展開、国際交流、生涯学習、民間研究機関との連携、等の問題について、全学的視点で大学を一つの組織体として自律させるためのアイデアを発する核になるものが必要というのが、全学的機能が何故重要かという大学審議会の議論の基本にあって、それが部会の議論に引き継がれている。大学運営会議が全学的機能を担うこととするので、教官、学生にどうフィードバックしていく仕組みが必要になり、その一つとして、ご指摘のとおり、情報公開が重要と思う。
- 筑波大学では、学長、副学長(5人)、企画調査室長(教授が併任)に加え事務局が月に1回ミーティングを行い、ここで予め評議会に提出する議案の整理を行っている。トップダウンで意思決定しなければならない問題もここで大体決められ、それを評議会に提出し議論する形をとっている。ただ、問題によっては、たとえば新しい教育組織をつくるといった場合などは、専門家の意見を尊重しなければならないので、ボトムアップで行っている。
- 現在評議員になっている教官は授業を受け持ちながらなので非常に多忙である。提案されている大学運営会議における「大学運営に専念する教官」は併任か、それとも副学長に準じて専任として考えられているのか。
- 大学運営会議に加わる教官については授業のオブリゲーションを排除してはどうかのご意見かと思うが、そこはまだ提案に留まっ

ていて詰まっていない。

- わが国の大学では、教官が会議や雑用が多すぎ、本来の教育研究に専念できにくくして、それがこの面で米国から水をあけられている要因の一つになっている。そういう切り口で組織運営の改革を行っていく必要があると思う。そのとき問題となるのは、どうやって教官の考え方を吸い上げるかということではないか。米国の大学では、わが国に比べてカリキュラムにしても人事のことにしても教官の意見が採り入れられるようになっている。学長や学部長にただ預けるというのではよくないが、会議の回数などは大幅に減らすことは考えるべきである。そうしていかないと、わが国の大学は国際競争に太刀打ちできない。そういう観点から議論していく必要があると思う。
- かつて、行った調査の結果によると、教授層についてみれば、会議にとられる時間が10年前より増えて、そのしわ寄せで教育研究時間が制約されつつあるという声が出ている。この問題は、制度の問題と運用の問題の接点になるところであり、どう整理していくか難しい。
- 評議員が学部の中でどういう責任と任務を担うのかを法令上明記されていない。そのへんもはっきりさせておくべきと思う。
- 規模が小さい大学の例であるが、評議会の中に教育分科会及び研究分科会の2つの常設の委員会があり、評議員は半数ずついずれかの委員会に所属している。そして、そこで殆どすべてのことを決める仕組みになっている。その長の任務は猛烈に忙しいが、その代り、それ以外の教官は教育研究に専念できるということで、このトップダウン方式は全体として好意的に受け取られているようである。しかし、どういう仕組みをつくってみても、学内のコミュニケーションという部分は省略できないわけで、個々の教官、学生とのコミュニケーションには常に配慮しなければならないと思っている。
- 外部からの意見反映の仕組みとして出ている「大学運営協議会（仮称）」と、今いくつかの大学に置かれている参与会とは、重なることを念頭に議論されているのか。
- 筑波大学の参与会は、学長に対する助言又は勧告を行う機関として国立学校設置法で位置づけられており、他の大学の参与会は、意見を聞く機関として置かれているものである。平成7年の大学審議会答申の大学と社会との関係の中で、学外者の意見を聞くことが求められ、評議会の審議事項のうち一定の事項については参与の意見を聞くことや、参与と評議員の意見交換の場を設ける、ということなどが提起されている。社会との接点をより強めていく観点からどう設計していくかは今後の議論ということになる。
- 教育研究自体は教官が自由な発想でなされることだが、予算の問題とか、情報公開とか、評価の問題については、大学が社会あるいは納税者との関係できちんと説明するべきであり、その意味で、外部の意見を聞く枠組みをつくる必要がある、ということで「大学運営協議会」の設置ということが提案されたものと思う。
- 管理運営システムについては、大学の規模とか大学の伝統とかによって異なってもよいのではないかと。一律的に枠をはめると却って制度自体動けなくさせるおそれがある。やはり、いろいろな大学があることを前提にシス

テムの設計をしていくことが大事であると思う。

一つの例として、東京大学の総長補佐制度は、各学部から1人ずつ40歳代を中心に若手の教官が1年間の任期で総長に直属し、大学全体の立場から企画と調整の任に当るものである。その人選は総長が各学部長と相談して行っているが、教官自身も若い時期に全学的にものを見ることを学び、東大にあった制度として有効に機能していると思う。

- 総長補佐を務める教官は併任で忙しく今は1年の任期で回しているが、分野によってはもう少し長く務めてノウハウを蓄積し専門的なアドミニストレーターの的な人材に育てていくこともよいかもかもしれない。
- 大学のシステムの問題として、一つの問題に予算、財政の問題がある。大学として何かしようとする、当然のことながら予算がなければできない。逆にいうと、予算の枠とか、これなら予算がつくだろうということで予算要求が決まっていく傾向がある。部会で出ている意見のような、自主財源という考え方があってもよいようにも思うが、それには専門的に財源調達をする人が必要になるであろうから、一長一短があるかもしれない。いずれにしても、システムの問題を考える際に、一つの問題として、予算、財政の仕組みということも考える必要がある。
- 総長補佐が各学部から加わるということだと、逆に評議会の方は学部の利益代表色が強まって、形骸化するおそれはないか。
- 東京大学の場合、評議員が学部、研究科、研究所合わせて50名を越える規模にあり、その機能が十分に果たせない状況にある。それを支えるために学部長会議において評議会で

審議する議案について予め討議し、そのうえで評議会に上げていく等の工夫をしている。

- 国立大学の人事・会計制度の見直しについては、諮問の検討事項例に、学部内の教育研究組織の編成の弾力化として、学部内の教育研究組織の改廃については、予算制度の基本的枠組みの中で、講座、学科等の編成を大学の自由に任せることにしてはどうかということが挙げられている。それ以外の、予算の繰越しの問題とか、区分を越えた弾力的執行の問題等についてはまだ具体的に議論が進んでいない。近く、国立大学の運営の活性化に関する会議を動かしていきたいと考えているが、現行形態の中でどこまで可能か、それには何がネックになっているかということと合わせてご意見を伺いたい。
- 部会の議論で、現行の仕組みの中で教育研究組織だけでなく財政的自立性を含めて強くすると、講座のところまでそれが及び、資源の有効な配分ができなくなるか、それでは税金を使っている以上簡単に大学に任せられないということになってしまうという意見が出ていた。また、制度として弾力化するなら、受皿も仕組みとして整っていないといけなのではないか、という意見もあった。
- 受皿としての仕組みについて、部会ではどの程度の議論となっているのか。
- 大学の従来型の意味決定は教授会を中心に動いているが、これからは組織としての自律性ということを考えていくとき、学部としても全学にしても、まず組織としての目標設定ということが必要ではないか。そしてそれを具体的な計画に立て、実行していく。そのとき、どう資源の動員と再配置を行うかである。こういうことを全学で企画立案、調整できる

仕組みを備えておかないと、財政当局もフリーハンドで大学に任せようということにはなかなかかならないのではないかと、という意見が部会に出ている。

- 学内にはいろいろな組織があるが、そこでの審議は、出てきた問題にどう対応するかという形のものが多い。そこが社会全体の働きとの関係で違いが指摘されるのではないかと。やはり、現在の評議会、教授会組織のあり方、学長、学部長のあり方を含め、大学運営システム全般について見直し、しかるべく結論を出すことが必要だと思ふ。また、設置者である文部省と各大学との関係の面では、規制緩和等の問題も検討が必要と思ふ。

概ね以上のような意見交換が行われた。(文部省出席者退席)

なお、座長から、先の理事会(3月19日開催)で、会長から、特別委員会を設けて、国大協と

して「大学評価」の問題について検討することが提案され、異議なく了承された旨報告があった。

2. 委員長の選任について

座長から次のように諮られた。

会則によれば、委員長の選出は委員の互選による(会則第24条)ことになっている。本委員会では、最近投票によるのが慣例になっているが、今回は投票で選出することとしてよろしいか。

これについて異議なく、投票が行われた結果、長尾京都大学長を委員長に選任した。

最後に、組織運営部会の審議への対応について協議し、6月末に中間報告が出る前に、何らかの形で国大協としての意見をまとめられるよう検討を進めることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成10年2月2日(月) 13:30~15:30

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田、小柳、江崎、橋本、吉田、板垣、小川、深谷、山崎、守屋、北川、奥田、杉岡各委員

山極専門委員

荒井臨時専門委員

(入試将来ビジョン検討小委員会) 矢野、松井、岩坪、山村各委員

(文部省) 栗山大学入試室長、中野企画係長

(大学入試センター) 廣重所長、石井事業部長

(説明者) 林名古屋大学入試課長

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日予定する、入試将来ビジョン検討小委員会報告「まとめ」についての審議に関わり出席の矢野、松井、岩坪、山村各入試将来ビジョン検討小委員会委員の紹

介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

- (1) 入試将来ビジョン検討小委員会委員の委

属について

委員長から次のように報告があった。

予て、入試将来ビジョン検討小委員会の報告書の取りまとめにご協力いただいている山村大学入試センター研究開発部助教授を、同小委員会委員に委嘱することについて、過日書面をもって各委員にお諮りし、ご承認を得た。

(2) 平成9年度国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会について

平成9年12月24日(水)、加藤委員長ほか6名の入試将来ビジョン検討小委員会委員が、全国高等学校長協会の和田会長ほか6名の役員と入試に関する問題及び高校教育と大学教育の接続の問題等について懇談した。

(3) 大学入試センターからの報告

初めに廣重所長から、大学入試センター試験について次のように報告説明があった。

平成10年度大学入試センター試験は、去る1月17日(土)及び18日(日)の両日実施された。降雪の影響で一部の試験会場で試験時間を多少繰り下げる措置を講じたが、全体としては無事終了することができた。しかしながら、試験実施後、約50万人分の答案の採点が出た段階で、得点調整の対象科目である「日本史B」と「地理B」との試験科目間で約21点の平均点差が生じた。このため、急速、得点調整判定委員会を開催し、得点調整の必要があるか否か分析検討を行った結果、両科目間の平均点差が、得点調整を行う場合の基準としている「試験問題の難易差によるものと認められる」との判定が下された。そこで、センターでは、すでに公表している得点調整方法に基づいて、最も低い「日本史B」と、間にある「世界史B」についても得点調整を行うこととし、この旨1月23日(金)に記者発表するとともに新聞公告を行った。

また、試験終了後に「世界史B」において、発表した正解と異なる解答も成立することが判明したために、正解を2つとすることとした。なお、試験問題の内容については、新聞等の論評にあるように、全般的には適切な出題であったとの評価であった。

以上のような結果であり、得点調整は行えば行ったで受験生に与える影響が大きいので、これを行うことのないような作題ということが何より大切であり、今後とも関係者の協力をいただきながら、適切な問題づくりに努力して参りたい。

引続き石井事業部長から、配付資料に基づき、平成10年度大学入試センター試験平均点等(中間集計)、得点調整の具体的方法について説明があった。

2. 入試将来ビジョン検討小委員会報告の「まとめ」について

委員長から次のように述べられた。

入試将来ビジョン検討小委員会では平成8年4月以来、入学者選抜の改善について検討を進めてきたが、このほど報告案(「大学入学者選抜の改善に向けて」)がほぼまとまった。予めこれを各委員に送付したので、ご一読いただけたかと思うが、ご意見等を伺いたい。

これに対し特に意見がなかったため、委員長から次のように諮られた。

報告書案について本日は特にご意見が出なかったが、修正等のご意見やお気づきの点があれば、後日、2月中旬頃までにお寄せいただきたい。また校正漏れ等もあると思うので、さらに点検、訂正を行いたい。予定としては、来る3月19日開催の理事会に本報告書を提出し、その了承を得たのち、各大学を始め、関係審議会、

高等学校関係、報道機関等へこれを送付することにした。なお、今後若干の修正等はあるが、これを小委員会報告として発行することをお認めいただきたい。

これについて異議なく、了承された。

なお、報告案に提起されている事項の今後の取扱いについて質問があり、委員長から次のように述べられた。

入試将来ビジョン検討小委員会は2年間の期限で設置されたので、この3月末をもって解散することになる。委員長も3月末で学長任期満了に伴い退任するので、次期委員長を中心に入試の将来ビジョンの検討をどうされるのかご相談いただくことかと思われる。私個人としては、大学入試は永遠の課題であり、また、本報告書は非常に具体的提言をしているのではなくて、それぞれの項目についていくつかの課題を指摘して、それに向けて改革をしていくという形の提言になっているので、多くが継続審議の対象になり得ると思う。委員会として継続的に検討いただくことを是非お考えいただきたい。

3. 「情報公開法」と大学入試の関わりについて

委員長から次のように述べられた。

この件は、丸山第7常置委員会委員長から本委員会に検討要請をいただいており、まず、文部省栗山大学入試室長から説明いただき、その上で、特に大学入試に関わる情報をどう取扱うべきか検討したい。

ついで、栗山大学入試室長から、情報公開法案と大学との関わりについて、配付資料にもとづき概ね次のように説明があった。

今国会に提出する予定の情報公開法案は、すべての人に①行政文書に該当しないもの、②不開示情報に該当するもの、以外のあらゆる行政

文書の開示を求める権利を与えるものであり、行政機関である国立大学が保有する行政文書も開示請求の対象になる。開示請求者は各国立大学長に対して開示請求することになっていて、各国立大学は情報開示請求に対する開示・不開示を決定するための審査基準を定める必要がある。

行政文書は原則すべて情報公開の対象になるが、情報公開の対象から除かれる「不開示情報」に該当するものに、一つは、⑦個人に関する情報がある。ただ、本法案では対象外になっているが、個人情報をも本人に開示するか否か個人情報の保護という別の要請から対応が求められることになると思われるので、入試における成績等の情報開示について国立大学として何らかの基準の設定が必要になってくるかと思う。このほか、④国が保有している法人等に関する情報、⑤国及び公共の安全等に関する情報、⑥国の機関の内部における審議等に関する情報で、開示によって率直な意見の交換や意思決定が損われるおそれがあるもの、⑧試験、研究など行政機関の事務・事業に関する情報で、開示によって、当該事務等の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるもの。国立大学にあっては、国立大学における教育研究に関する情報であって、開示することによって、当該教育研究の適正な遂行に支障が生じるおそれのあるもの、が不開示情報に該当する(可能性がある)。入試関係でいえば、たとえば、選抜基準といったことなどが該当すると思われるが、昨今の自治体の条例などの例をみても、単に、開示によって今後の入学者選抜に影響を与えるおそれがあるという理由だけでは、非開示の根拠とすることは難しいものと思われる。

引続き委員長から、各国立大学における試験

成績の開示状況（平成8年6月和歌山大学調）について説明があったのち、意見交換が行われた。

- 調査によれば、試験の個人成績を公表している大学の公表先は殆どが出身高校となっているが、受験者本人には知らされていないのであろうか。
- 受験者本人へは高校を介して知らされているのだと思う。大学によっては、本人からの問合せに答えているところもある。
- 情報公開法が制定されると、高校から大学に個人の試験成績結果の資料を求めることは困難になるのか。
- 成績等の本人開示は情報公開法とは関係がなく、まだ詰められていない問題だが、個人情報に本人の了解なく高校側に渡され、そこを經由して本人が知るといふことでは問題があるように思う。
- 従来、近畿地区の多くの大学では、生徒の進路指導の資料にしたいという高校側の要請に応じて、本人に知らせないことを条件に個人の試験成績を高校に通知してきた経緯がある。
- 情報公開法が施行された場合、高校から進路指導の目的ということで入試の個人情報を得たいという要請があっても、それはすべきでないということになるのか。
- もし、個人情報開示が法令としてあれば、それを前提に本人との合意のもとに、高校が個人情報を入手することは是認されると思うが、本人も知らないまま単に進路指導という名目だけでは個人情報の保護という今の時代の要請には適わないのではないか。
- 今日の法律学会では、本人からの個人情報開示の請求は基本的には認められるという考

え方が趨勢である。ただ、たとえば、病院などでの本人の病状の開示については、まだ意見がまとまっていない。

- 情報公開法（案）と個人情報の保護の精神からいうと、個人情報が個人の意思に拘わらず、高校側が入手しようというのは、やはり問題があるように思われる。調査によると、大学が当該大学受験者の成績を高校あるいは個人（本人）に通知するのは、素点は少なくとも、A・B・C・D等幾つかの段階に区分してとか、合格・不合格のラインからどの程度の位置にあるかということを示しているところが多いようである。今後、成績の開示については、学科試験の成績に止まらず、多面的評価尺度の観点から、面接や高校の調査書をどう評価したかといったことも何らかの形で公開しなければならなくなるかもしれない。
- これまで、センター試験の個人別成績は、公表することによる弊害に配慮し公表していない。近畿地区の国立大学が高校に知らせている個人の成績は、センター試験と個別試験の両方の成績を合わせた総点をもとに出している。もし、今後、個人情報について開示請求があれば本人に知らせることにするということになれば、それは当然、センター試験の成績開示ということに話が及んでくると思う。
- 個別試験にしてもセンター試験にしても、将来の問題として、本人から成績開示の請求があれば開示する方向で検討する必要があるように思う。その場合、異議申立て制度といった問題も合わせて考える必要があるだろう。それだけに、各大学は今後アドミッション・オフィス等の組織を充実させることが求められる

る。

- 成績の個人開示の問題は国立大学だけの問題ではない。私立大学の多くが開示しているということであれば、国立大学は遅れていると批判されることになろう。
- センター試験を利用する大学は、国公立大学すべてセンター試験の個人成績は公表しないという了解のもとにこれを利用している。しかし、私立大学では、センター試験の成績を知らせてやるのが受験生の確保に繋がる、センター試験のみで選抜しているところもあるなどの理由から、センター試験の個人成績を公表することを認めてほしいという要望が強い。
- 入試情報を開示するか否か、開示する場合のその具体的内容等を含めて、これまでは各大学の自由裁量に任されてきたが、今後、国立大学全体として足並を揃えることにするかどうかである。将来、個人情報の本人開示ということが明確な形で出てくれば、個別の試験成績が本人から出身高校や予備校に伝わり、入試情報がさまざまな形で使われることになることは避けられないと思う。この問題にどう対処するか委員会で議論を急ぐ必要がある。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

大学入試情報の公開は個人開示を原則とするということでは合意されると思うが、高校への成績の提供の取扱いのほか検討を要する課題もあり、最終的には各大学の意見も伺わないと、国大協として統一見解を得ることは難しいと思う。そこで、この問題を継続審議とすることとしたいが、差し当り第7常置委員会委員長からの要請に回答する必要があるので、本日の議論

を基礎にして委員長がその文案を作成し、後日、持ち回りでご審議いただくことにしたい。

4. 大学が指定したセンター試験の試験教科・科目の未受験等無資格者の取扱いについて

委員長から、国立大学入試担当課長会議からの要望で、前回(平成9年10月1日開催)、大学が指定したセンター試験の試験教科・科目を受験していない場合の取扱いが各大学でまちまちであることから生じる問題への対応について協議いただいたが、当日結論が出なかったのち、再度この件についてお語りしたい旨述べられたのち、引続き次のように述べられた。

大学が指定したセンター試験の試験教科・科目を受験していない場合は受験資格がないということを募集要項に明記してあるのであれば、受験を認めないという方向で対応していただくのがやはり望ましいと思う。過日、名古屋大学入試課が各大学にアンケート調査し、募集要項に明記し受験を認めないことに統一することについて賛否を伺ったところ、回答90大学中、「賛成」が57大学で、「反対」が16大学、「その他」が17大学という結果であった。現に受験を容認している大学では必ずしも賛成されていないようであるが、各大学で取扱いが異なるのは適切ではないので、たとえば、第2常置委員会委員長名で毎年各大学に通知している「留意事項」に、無資格者の受験は認められない旨を各大学の募集要項に明記し、これを徹底していただけるよう、書き加えることにしては如何かと考えるが、ご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 募集要項どおり受験を認めないことは結構だが、受験を認めない場合、納付された検定料を返還するのかどうかという問題が

出てくる。2段階選抜では、2段階のうち、第1段階に必要な検定料は返還しないが、第2段階分は返還しており、これとの整合性はどうか考えたらいいか。

- 大学は出願受付の際チェックを厳重に行ってミスがないよう万全を期すべきである。2段階選抜の場合は受験できて途中で排除されるので検定料を一部返還するという理屈も成り立つが、もう一方は、受け付けられながら受験できなくなるのだから、検定料返還の問題で済まされない。何よりも受験できるようなシステムを考えることが先決であろう。
- 各大学とも入試関係以外の部署からも応援を得てチェック業務を行っているが、残念ながら時にチェックミスが生じる。チェックの人員を増やしたとしても、100%ミスを防止できるとはいいい切れない。

以上のような意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

文部省が検定料の問題についての対応が従来と変わらないということであれば、これからの検定料の返還要求が出てくる可能性は解消しない。しかし、このこととは別に、本委員会として、各大学が無資格者の取扱いについてそれぞれの募集要項に明記し、そのとおりに実施していただけるよう「留意事項」に書き加え、合わせて、受付段階で間違いが生じないよう十分注意いただきたい旨付記することにした。

5. 朝鮮高級学校卒業生の国立大学への入学資格について

委員長から次のように述べられた。

昨年10月9日付で、外国人学校卒業者の国立大学入学資格を考える国立大学教員の会から井村会長(当時)宛に、「外国人学校卒業者の国立

大学の入学資格認定を求める申入書」が寄せられ、その後、第2常置委員会委員長の名古屋大学に來られてこの趣旨の説明があった。第2常置委員会委員長のもとへは、在日朝鮮人各種団体からの要望書と20万人分の署名(コピー)も届けられた。また、本年1月27日付で、民族学校出身者の受験資格を求める全国連絡協議会事務局から阿部会長宛に、先の申入書と同趣旨の要望が届いている。

かつて(平成6年10月)朝鮮高級学校長会から会長宛同趣旨の要望があり、本委員会の議題として取り上げるつもりで事前に文部省と協議したところ、文部省は、朝鮮高級学校は各種学校であるので、その卒業者に大学入学の資格を与えることは認められないということであった。そこで、当時の吉川会長と相談した結果、これを委員会の議題として取り上げないこととし、この経過を理事会(平成6年11月9日開催)に報告するというのでこの問題に対する対応を行った。

今回の一連の要望について、井村(前)会長並びに阿部会長からも、一度第2常置委員会で検討してほしい旨要請があったので、本日議題として取り上げた。ついてはこれについてご意見を伺いたいが、その前に、文部省のこの問題に対する考え方を伺いたい。

ついで、栗山大学入試室長から次のように述べられた。

わが国の大学入学資格は、「高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は監督庁(文部大臣)の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」(学校教育法第56条)と定められている。朝鮮人学校は各種学校であり、各種学校の教育内容については法令上特段の定めが設

けられていないため、その卒業者に大学入学資格を認めていない。なお、この高等学校卒業と同等以上の学力があるもの（学校教育法施行規則第69条）の一つとして定められている「その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」（同条6号）という規定の趣旨は、学校制度が旧制度から新制度に移行する際の救済措置として講じられたものであり、その適用については、我が国の学校教育体系の根幹にかかわる事項であることに鑑み、慎重に行うべきものであることから、個別の事情による大学入学資格の認定を行わないよう指導しており、例えば、入試担当課長会議等で説明し理解を求めているところである。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換があった。

- 公立大学や私立大学のうち朝鮮高級学校卒業者の入学資格を認めているところは学校教育法施行規則第69条6号の規定を根拠にしているが、この規定を字義どおり解釈すると、各大学の自由裁量で高等学校卒業と同等以上の学力があると認定できるように思える。
- 大学院の入試についても学部の場合と同じ解釈か。
- 取扱いは大学院も学部も変りない。
- 大検（大学入学資格検定試験）による大学入学資格を得る途もあるのではないか。
- 大検を受けるには中学校卒業の資格が必要であり、朝鮮高級学校の卒業生はその資格がないために、大検を受けるのに定時制高校あるいは通信制の高校に籍を置いて高校卒業の資格を取らざるを得ないというのが実状である。
- 文部省は、個々の大学には大学入学資格の

裁量権はないとのこれまでの考えに変わりはないということであるが、大学に裁量権はないというところで止まっているは話が前に進まない。国大協の議論の場としては、もう少し柔軟な枠の中で議論する必要があるように思う。

- この問題については、世論の背景として、国立大学の教員の中に支援グループができたり、多くの要望署名が集められるなど、以前に比べて認定を求める動きが強まる方向にあるように思う。容易に結論が出る問題ではないが、そういう現状認識をもって本委員会としてどう考えるべきか引き続き検討していく必要があると思う。
- この委員会で問題打開の可能性を議論しても、設置者の文部省が認めないということであれば、国立大学としてはそれを越えて動けないのではないか。
- 大学入学資格の問題について国立大学教員の中に前向きに考えている人がいるのであるから、文部省がどう考えるかは別にして、委員会として議論しておくことが必要であると思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

大学入学資格について文部省の考え方は以前と変わっていないが、国立大学の教員の中に入学資格を考える組織もできるなど、状況が以前とは変わりつつあるように考えられるので、この問題は次期委員長に引き継ぎたい。

6. 委員長の交代について

委員長から、来る3月末をもって学長の任期満了に伴い委員長を退任するので、次期委員長の選任についてお諮りしたい旨述べられた。

ついで協議が行われた結果、杉岡九州大学長が次期委員長（平成10年4月1日就任予定）に

選任された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成10年4月17日（金） 13：30～15：30

場 所 学士会分館（本郷）8号室

出席者 佐藤委員長

徳田、坪井、杉崎、安永、加藤、児嶋、後藤、丹羽、山田、高橋、原田、村田、野村、二神各委員

齋藤、大内各専門委員

（文部省）馬場学生課就職指導専門官、白間大学課課長補佐

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、佐藤委員長から、委員長就任の挨拶があったのち、新たに委員に就任された杉崎昭生東京商船大学長及び新たに専門委員に就任された齋藤彬夫東京工業大学教務部長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 平成9年度大学等卒業予定者の就職内定状況について

馬場専門官から、配付資料により次のとおり説明があった。

平成10年3月1日現在で、大学、高等専門学校等108校の5,860人を対象に抽出調査をした。その結果をみると、就職内定率は、全体で90.0%で昨年同期に比し0.2%減で微減である。内訳をみると男女別では、男子は92.6%で0.8%減、女子は85.7%で0.6%増となっており、女子の内定率が増加し、前年に比し男子との差は縮小しているが、依然として男子に比し6.9%の差がある。また、理系が95.2%で0.9%増加しているのに対し、文系は88.7%で0.6%減少し、一般事務系より専門のスペシャリストを求める傾向が出ている。地域別では、北海道・東北地区が0.3%、

近畿地区が0.1%、九州地区が3.4%減少し、関東地区が0.3%、中部地区が1.0%、中国・四国地区が1.8%増加している。

3月1日現在の未内定者は大学、短期大学等全体で前年同期に比し1千人減の約6万6千人と見込まれる。今年度の就職内定率は最終的に前年並になると思われるが、来春の卒業生の就職については、さらに厳しいことが予想されるので、文部省としても各大学と連携し、努力していきたい。

2. 平成10年度の就職・採用活動についての経過について

委員長及び馬場専門官から、配付資料により、次のとおり経過説明があった。

昨年1月に従来の大学側と企業側による就職協定が廃止され、平成9年度の就職・採用活動は、大学側の「大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」及び企業側の「新規卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」により行われた。

平成10年度の就職採用活動については、1月22日開催の就職採用情報交換連絡会議で協議し、インターネットによる採用情報の公開や通

年採用の拡大に鑑み、また就職問題懇談会が行った調査の結果、内々定時期のピークが5月下旬から7月下旬となっていること等の実態を踏まえ、昨年の大学側申合せの内容を一部修正の上、平成10年度の大学側申合せとし、大学側及び企業側双方がこれを尊重するように努めることが確認された。そして1月28日に企業側代表者及び大学側代表者の間で、双方が合意に沿って「倫理憲章」及び「申合せ」を順守するよう努めることが再確認された。

申合せの内容で昨年と異なる点は、①「求人依頼文書の発送は5月1日以降を目途に行う。」及び「求人票の受理は6月1日以降を原則とし、随時行う。」としていた点を削り、「各大学等の自主的判断によって行う。」としたこと、②「企業研究会、説明会の実施及び企業が実施する説明会等のための大学等の会場提供は7月1日以降とする。」としていた点を削り、「基本的には学校教育の重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は会場提供を行わない。」としたこと、③「正式内定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。」ことが加えられたことである。

また企業側の倫理憲章では、新たに採用情報の公開について「適正に」「周知徹底を図る」及び公平・公正な採用の推進について「透明な採用の推進に努め」の文言が加えられた。

以上、経過を説明したが、このことについて、文部省から別途「平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について」の通知も出されているので、各大学でもこの趣旨に沿って就職・採用活動をされるようお願いしたい。

3. 就職問題への取組について

委員長から、次のとおり説明があった。

不況で国立大学についても、学生の就職問題は厳しい状況にあり、インターンシップの導入、就職促進の組織体制、学生に対する職業観育成教育、男女学生の就職機会の均等確保の問題等に本委員会としても取り組んでいかなければならない。本日はインターンシップ制について、文部省のインターンシップ推進のための産学懇談会のまとめた資料（中間まとめ）を配付してあるので、これをもとに各大学の実情を伺い意見交換したい。配付資料をみると国立大学でも平成8年度で46大学が実施しており、実施予定の大学も6大学ある。

ついで、各委員より所属大学の実施状況の説明及び意見交換があった。その大要は次のとおりである。

（実施状況について）

- 2～4年生に1～2週間の期間工場実習させて、企業責任者の評価で単位を与えている。
- 20年前から、4年生の時に卒論と関連し、2か月間実施している。また中部地区では、通産局と連携して、本年度は2～3月に、2～4週間のインターンシップを25大学243人の学生（文系60%、理系40%）が98企業で行った。7～8月に再度実施する予定である。
- 自分の大学では1～2年生を対象に、教養科目として企業関係者や学内の教官の協力を得て、2単位の「就職」という講義を開設し、学生の職業観確立の教育を始めた。
また事務部に就職課を新設し、企業経験のある教官を責任者として就職情報を1か所に集め学生に提供する体制を作りつつある。
- 昭和27年から平成2年まで、造船会社での

学生実習を工場側と相談し、仕様を組んで5単位を与え実施してきたが、学生の傷害保険の財源確保、期間中の宿泊施設等の確保、技師を非常勤講師として委嘱するための謝金その他経費と人の確保の問題で行き詰まり実施できなくなった。最近では、船会社の好意で希望する学生に対する体験乗船や各企業の人に交替で講師をお願いし産業界の実態という特別講義を開設している。

- 今年度から夏に4週間、2単位を与え、学部3年生と大学院1年生の2学科90人の学生に実施する予定である。企業に学生の交通費、昼食代の支給、宿舍の確保をお願いすることになっている。
- 企業や行政のトップ、弁護士等を講師として行政や企業の実態を学生が学ぶ講義を開設している。そのほか教育学部では、教育実習とは別に自分の専門と関係のない農業実習等を行い生活体験を実感させているがこれは必要であると思う。
- 教育学部の新課程では、企業に就職する学生も多いのでインターシップが必要と考え、2週間で2単位を与えることを計画している。

(意見について)

- 受入れ企業は、インターシップは長期間のものを希望し、短期間のは好まない傾向がある。
- インターシップについては、学生の旅費、傷害保険の経費、単位認定の方法、学生のアルバイト料をどうするかなど課題がある。
- 企業が学生の就業体験のための教育と成績評価をどれだけ真剣に考えてくれるか、単に労働力としてのみ考えないか心配がある。
- インターシップの目的は、大学教育に産

業界のニーズを反映しようという趣旨で就職とは切り離して考え計画している。

- 昨年九州地区の学生部課長会議で九州地区国立大学のインターシップの状況について実施状況の報告と協議が行われたが、受入れ企業が少ないこと、人文系学生の受入れ先として福祉事務所等があることが紹介された。
- 本年度から、インターシップ推進経費の予算要求をしており、学生の謝金、職員旅費などの予算を要求している。
- 教育学部もこれから新課程について、インターシップとどのようにかかわっていくべきか大いに関心がある。
- 最近ボランティア活動を学生教育の一環として取り入れる考え方があるが、これとインターシップとの繋がりはどこかで議論しているか。
- インターシップは教育実習等と異なり、受入れ先が多様で、単位認定するにはある評価基準が必要であるが、授業、レポート指導等をきちんと行ってくれる企業もあれば、労働力として学生を使用するだけの企業もあると思う。企業で学生にレベルの高い指導をしてくれるならば教育として有効である。その点を大学と企業できちんと取決め、制度を作っていかなければならない。
- 資格付与のための保育系短期大学の看護実習、大学の教員養成学部の教育実習などはインターシップと考えるのか、議論をする際にインターシップの定義をはっきりさせる必要がある。また医師の臨床研修や教育実習が有効だから、それをモデルとして他分野にも就業体験を拡大していくという趣旨なら、教育実習等と同列になるようインターシップの水準を高めていくということになる。

○ 2週間程度のインターンシップで本当に教育効果があげられるか、インターンシップを系統立って実施できるシステムをつくりあげることができるかどうか踏み込んで議論する必要がある。

○ 文系学生のインターンシップ受入れ先として、地方自治体等行政機関も考える必要があり、産、官、学の3者連携でシステム作りを考えていくことが必要である。

○ インターンシップは、専門教育が目的ではなく、就業体験を通じて学生がその後どのような勉強をしたら良いかを考える機会を与えることが目的である。企業側と話したときに、その意味で学部1年生の時にインターンシップを実施したらどうかとの意見もあった。

以上意見交換ののち、委員長から本日の実状報告並びに意見に感謝し、今後も引き続き意見交換して、それをまとめ、いずれ提言等に繋げて行きたい旨述べて、了承された。

4. 作業委員会の設置について

委員長から、次のように提案があり、作業委員会の設置が了承された。

就職問題、育英奨学関係、学部教育関係等の本委員会の所管である問題について、国立大学協会として意見を提出する必要がある場合があり、委員会を開催してご意見を伺う時間のない場合もあるので、緊急の場合に臨機に対応できるようにしておきたい。委員は佐藤委員長のほか、加藤、後藤、高橋、安永各委員及び齋藤、大内専門委員にお願いしたい。

5. 大学におけるリベラルアーツの役割をめぐる特別委員会の設置について

委員長から、次のように報告があり、了承さ

れた。

3月19日開催された理事会において、大学設置基準大綱化以後、教養教育が等閑にふされておき、検討する必要があるとの意見があり、蓮實副会長を委員長として標記特別委員会を設置することが了承された。教養教育の問題は、本委員会の所管事項でもあるので、本委員会からも佐藤委員長、平野委員、二神委員を標記特別委員会の委員候補として推薦してあるのでご了承いただきたい。

6. 今後の委員会の審議課題について

委員長から、次のとおり説明があった。

本委員会では、これまで学生の厚生補導施設の整備充実、外国人学生の学生生活、育英奨学事業の在り方、スペースコラボレーションシステムの活用促進、就職協定の廃止問題、教養教育等の問題等について審議し、調査、要望、意見提出等を行ってきている。

今後本委員会で審議する課題としては、学生の保健及び保険の問題、就職指導体制及びインターンシップの問題、身障者の教育環境、男女共同参画社会実現の問題、学寮・学生問題などが考えられるが、当面本委員会で審議する課題としては就職の問題、例えば就職指導体制、就職先の開拓、インターンシップの問題など大きい問題と思う。その他学生の保健の問題等もあるが、今後どのように審議していくかご意見を伺いたい。

ついで各委員から、次のような点について意見交換があった。

○ 学生の保健と全国保健管理協議会の報告について

○ 学生の課外活動施設の整備について

○ 学寮の管理と情報交換の必要について

7. 大学審議会の審議状況について

白間大学課課長補佐から、資料等をもとに次のような説明があった。

昨年10月末に文部大臣より「21世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問され、これを受けて大学審議会の組織運営部会では、これまで①教育研究と経営(運営)、②学長、学部長等の役割、職務、権限、機能等の明確化、③全学

的な経営(運営)組織としての学長補佐、大学運営会議等、④評議会、教授会等の審議事項・手続きの明確化、⑤大学運営協議会(仮称)の設置等学外の意見反映の仕組み、⑥国立大学の人事・会計制度の見直し、⑦評価システムの確立、⑧情報公開の推進などについて審議が行われている。

以上をもって本日の議事を終了した

第5常置委員会

日 時 平成10年3月24日(火) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 中嶋委員長代理

藤井、澄川、内藤、水岡、金城、西村、吉田各委員

(文部省) 渡辺留学生課長、小山内留学生課留学生交流政策室長

中嶋委員長代理主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長代理より文部省出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. UMAP 先行国際事務局の設置について

(1) 「UMAP 先行国際事務局の設置運営について(申し合わせ)」(案)について

委員長代理より次のように述べられた。

前回委員会(12月19日)において「UMAP 先行国際事務局規程(案)」を審議いただき、その意見等を踏まえて修正の上、去る2月10日開催の「UMAP 国際事務局の設置についての検討会」(以下、検討会と略す)に諮った結果、種々意見が出たので、修正案を作成し、現在公大協・私大団連・文部省と書面により協議中であるが、本日、第5常置委員会として再度ご審議いただきたい。

続いて、伊藤事務局長より配付資料「UMAP

先行国際事務局の設置運営について(申し合わせ)」(案)の朗読及び主要修正個所の説明があった。

これについて協議の結果、「6. 事務局運営経費」の(2)の「事務総長」の次に、「事務次長」を加えることとし、了承された。

(2) UMAP 先行国際事務局の事務総長・事務次長について

委員長代理より次のように述べられ、了承された。

東京大学教養学部は「UMAP 先行国際事務局」(以下、先行事務局と略す)を大森学部長の裁量で場所のみ提供していただいた経緯があり、東京大学教官が事務総長に就任することは、機関の代表として関与することになるなどのことから、再考してほしいとの強い要請があり、文部省及び東京大学と再三協議した結果、私が事務総長に就き、猪口教授は事務次長に就くということでした。了承を得たので、本日、事情をご推

察いただき、お認めいただきたい。

(3) UMAP 先行国際事務局開設披露パーティについて

委員長代理より次のように述べられた。

来る4月10日午前中に、先行事務局の第1回運営委員会を開催し、引き続き正午から、ささやかながら披露パーティを開催したい。年度初めのご多忙の時期であるが、ご出席いただければ幸いである。

続いて、事務局より配付資料に基づき、パーティ案内予定者及び式次第の説明があった。

これについて協議の結果、パーティ案内者の追加等の意見があり、了承された。

(4) UMAP 先行国際事務局の運営委員会委員及び専門委員について

委員長代理より次のように述べられ、了承された。

前回委員会において一任された運営委員会委員及び専門委員については、次の方々に就任方を依頼しご了承を得た。本日、ご追認いただければ、来る4月10日開催の先行事務局の第1回運営委員会に諮りたい。

運営委員会委員 中嶋 嶺雄

〃 桂 幸昭

〃 伊藤才一郎

専門委員 水岡不二雄

〃 二宮 皓

続いて、委員長代理より次のように述べられた。

先行事務局は産みの苦しみはあったが、いよいよ発足の運びとなった。この中で未解決なのは豪人職員派遣の問題であり、前回委員会でも確認事項となっていたが、1月30日に江崎委員長名で手紙を出すとともに、2月10日には留学生課長が委員長をサポートする内容の手紙を出

したが、返事がないので、3月11日に私が直接AVCCのコード国際部長に電話を入れた。その際は豪州の雇用教育訓練青少年担当省から数日内に回答がある予定なので直ちに連絡するとのことであったが、回答がない。猪口教授も本務があり頻繁に先行事務局に行けないので、事務局に常駐する職員の採用を早急に考えなければならぬ。

これに関して、事務局長より次のように述べられた。

UMAP組織は基金も実体もなく、組織自体では職員を雇用できない。次善の策として、文部省予算を東京大学につけ、その経費での職員雇用を考えている。しかし東京大学の事情もあり、種々制約があるため、人材派遣会社に依頼することも考えている。なお、雇用契約締結に際しては、実際に業務管理する先生方に勤務条件等をご指示いただきたい。

以上の説明に関して、先行事務局の職員採用について意見交換のあった他、概ね次のような意見交換があった。

○ 来る4月3日、豪州・キャンベラで「UCTS (UMAP単位互換制度)」の第1回運営委員会が開催され、水岡・二宮委員が出席の予定なので、規約づくり等の先行事務局の実際の作業日程を関係者に情報提供すると同時に、日本側としても4月以降の先行事務局のロジスティックな作業スケジュールを委員長と相談して水岡委員が作成し、猪口教授にも説明する必要がある。

○ 現在のところ日豪共同で先行事務局を立ち上げる基本合意がなされているので、AVCCも豪州政府に対し職員派遣の交渉をしている段階と推測する。AVCCの立場も十分配慮し、先行事務局設置運営の協力方を明確に

取り付ける必要がある。

- AVCC はコンベンション方式で UCTS 運営委員会を開催し、実質的作業を先行させる考えではないかと推測する。そうすると、日本で立ち上げる先行事務局の業務内容との間にギャップが生ずる可能性があるため、その点も十分に配慮する必要がある。

2. UCTSについて

委員長代理から、次のように述べられ、了承された。

延期になっていた「UCTS 第1回運営委員会」が4月3日豪州のキャンベラで開催されることになり、二宮JUSSEP小委員会委員及び水岡委員に出席いただくこととなったので、ご了承いただきたい。

UCTS (UMAP単位互換制度)はアジア太平洋地域の高等教育教員と学生の流動化を促進し、学問的交流と単位互換がしやすい適切な基盤を作り、UMAPの目標を推進することを目的としている。ご承知の通り、欧州ではエラスムス計画が順調に進んでいるが、アジア太平洋地域の場合、単位互換の際の単位計算方法等は大学間協議に基づき実施しているのが実状で、将来はUMAPの業務の一環として、これらの問題を含め協議することとなろう。

続いて、水岡委員より配付資料「UMAP先行単位互換制度の進展と実施」「ECTSについて」「European Credit Transfer System」に基づき説明があった後、委員長代理より、第1回「UCTS 運営委員会」についてはいずれ報告の機会を設けたい、と述べられた。

3. AAC&Uからの提案について

委員長代理より、配付資料「1997年9月 日

本訪問の際の短期留学事業視察報告」「AAC&Uのジェイン・スボルディング氏からの手紙」に基づき、次のように述べられ、了承された。

前回委員会においてAAC&Uの提案を説明したが、その後、配付資料の通りFIPSE申請の際の重要な付属資料として、第5常置委員会委員長のサポーター・レターをいただきたいという趣旨の依頼があった。この件について、去る3月6日開催のJUSSEP小委員会で協議した結果、日米間の短期交換留学プログラムの促進はJUSSEP小委員会の本来的な目的であり、今回の提案は日米学部学生交流の促進のために有意義と思われるので、提案を了承し、サポーター・レターを出すこととしたので、ご了承いただきたい。

なお、JUSSEP小委員会で取り組んでいる課題はUMAPの課題とも共通するので、将来的にはAPECと同様に、AAC&Uやカナダの大学団体も含めてUMAPという全体的枠組みの中で、日米2国間交流をどう位置づけるかということになるのではないかと考える。

引き続き、これに関連して委員長代理より配付資料「AAC&Uメンバー来日日程」に基づき、次のような報告があった。

来る4月16日～4月24日にわたり、AAC&UのDr. Joseph Johnston及びMs. Jane Spaldingが北海道・東北・横浜国立・京都大学を訪問し、短期交換留学プログラムの視察及び関係者との懇談のため来日される。なお、4月22日午後、東京外国語大学にも表敬訪問のため来学される予定である。

4. JUSSEP小委員会委員の交代について

委員長代理より、次のように述べられ、了承された。

千葉大学の南塚委員及び九州大学の西村委員より、委員交代の申し出があった。本日も承認いただければ、次期常務理事会で追認をお願いする。

(新任)

大川 澄雄
(千葉大学工学部教授)

河野 俊行
(九州大学法学部教授)

(前任)

南塚 信吾
(千葉大学文学部教授)

西村 重雄
(九州大学法学部教授)

5. 日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験について

留学生課長より次のような説明があった。

平成9年3月「留学生の入学選考の在り方に関する調査協力者会議」から出された提言「留学生の入学選考の改善方策について」において、我が国の大学等の入学選考の仕組みは他国に比べ分かりにくく、多数の志願者を惹き付けるものとなっていないことが指摘された。

現在、私費外国人留学生統一試験及び日本語能力試験があるが、国立大学の利用率は比較的高いが私立大学は低く、また受験者数も毎年減少傾向にあることもあり、財政当局から国費節減の観点から廃止の指摘も受けている。

留学生の入学選考の問題は、入学アクセスの問題と同時に、学生の流動化促進のためのアドミッション・オフィスの在り方の問題にも係わり、また各大学等の主体的取り組みに待つところも大きい。改善を実現するためには各方面の意見を聴取して進める必要があると考えている。国立大学協会においても、この趣旨をご理解賜り、自らが新試験の開発に主体的に参画することについて、平成10年度の協議題としてご審議いただくことをお願いしたい。

引き続き、同課長より配付資料「日本留学のための統一試験の改善について」留学生のため

の新試験の改善の視点と構成試案」に基づき、詳細な説明があった。その主な内容は次の通りである。

1) 新試験開発の要諦

① 留学生選考の今後の方向性としては、渡日前入学許可の普及を図る必要があり、これを可能とするために書類選考を重視した入学選考、新試験の活用(海外実施)、大学情報の提供体制の整備、入学後の日本語教育体制の充実等の手当てが必要になること。

② 留学生選考の主体は大学にあることに鑑み、大学、特に国立大学自らが新試験の開発主体となり、その利用を促してほしいこと。

2) 日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験実施のための調査研究計画(日本国際教育協会)

① 平成10年度予算案 26,861千円

② 年次計画案

平成10年度：日本語能力・留学適性の評価のための新たな統一試験実施のための調査研究

平成11年度：システムシラバス作成、実施体制の整備

平成12年度：試験問題作成、試行試験の実施

平成13年度：新試験の実施

次に、委員長代理より、次のように述べられた。

只今、課長より非常に重要な問題提起があったが、初めて伺う話であるので、本日は自由にご意見を伺いたい。

これについて、概ね次のような意見交換があ

った。

- 手続上の問題だが、国大協として決定し、審議を第5常置委員会に付託されるのか、その点は明確にしておく必要がある。
- 本日議論の上、常務理事会・理事会に語り、第5常置委員会として総会に提案し、その了解が得られれば、具体的に検討を進めることとなるのではないか。
- かつて当委員会でも協議し、問題の重要性は痛感している。私の大学も国際交流協定を多数締結しているが、その入学試験に関しては大きな問題を抱えており、TOEFLや国際バカロレア等を頼りにしている。今後、どう改善するかは非常に重要な問題と思う。
- ある意味では、私費外国人統一試験は留学生受入れのバリアーとして有効に働いている。多くの教官は学部学生受入れに消極的である。これは、その発想方法を根本的に転換する話なので、国大協で了解されても、大学の現場で反対される恐れがある。しかし、現行試験は日本の高等学校学習指導要領に基づき作成され、受験生にとって非常に難しい試験となっており、発想方法を根本的に変える必要がある。極論であるが、国立大学教官の論理でなく、むしろ外国人の意見を採り入れ、どうしたら将来伸びそうな優秀な人材が日本に留学するようになるか、その方策を調査研究する必要もあると考える。
- 大学は優秀な人材が、人種・民族を越えて集まるよう門戸を開くべきである。現状を打開するために、これは乗り越えなければならない壁である。非常によい問題提起だと思う。
- 私の大学は研究生・大学院生が主で、学部学生は極めて少ない。日本語が不十分のまま留学しても、卒業までの間に日本語能力も向

上し、良い形で卒業していく。

- 私の大学も同様である。大学院生に関しては個人指導の面が多く、また英語で単位取得も可能のため、来日前の日本語能力は余り意味がなく、統一的な試験実施の必要性は感じないが、学部学生が多くなればその必要性は高まって来よう。しかし、現状は奨学金支給を条件に募集しても、私費留学希望者の応募がない。新試験を実施しても、果たしてどの程度希望者があるか危惧する。
- 学部留学希望者には私費外国人統一試験を課しているが、ごく少数の受験生のために教官は試験問題を作成しなければならず、かつ受験生は掛け持ち受験が多く合格者が入学しないケースが毎年ある。大学入試センター試験のように同一日に試験実施するような新制度が出来れば有り難い。
- 現行の日本語能力試験は国語学者を中心に作成された正に国語の試験で、コミュニケーション手段としての日本語能力を測るという視点が乏しい。日本文学専攻の者は別にして、例えばTOEFLのような日本語統一試験制度を確立し、日本語が普通に出来る者を受け入れる態勢が整備されない限り留学生増は困難と考える。積極的に取り組む必要がある。
- 今までは選抜が先行し、分野別に学習プログラムと連動させて能力判定するという試験開発手法を取らなかったことが失敗の大きな原因と思う。
- 良質の試験開発と同時に、試験・奨学金・入学許可が三点セットで作動しないとシステムとして有効に機能しない。そういう戦略の上に、国際交流基金等の海外拠点を活用しての新試験の海外実施を行うのが適当と考える。

概ね以上のような意見交換があった後、委員長代理より次のように述べられ、了承された。

本日初めて問題提起があり、只今貴重なご意見をいただいた。その重要性について委員各位

の意見は一致していると考える。第5常置委員会としては積極的に検討する方向で常務理事会・理事会・総会に提案したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成10年4月28日(火) 13:30~16:00

場所 学士会館(神田)302号室

出席者 鈴木委員長

田頭、厚谷、兵藤、荒川、岡島、木下、西塚、田中、鮎川、中山、江田各委員

菅原、黒川、原各専門委員

(文部省)清水高等教育局大学課長、永山高等教育局視学官、児島国立大学第1係長、吉原国立大学第2係長、山中高等教育局学生課長、亀井学生課課長補佐、木下研究機関課課長補佐、角田研究所第2係長、阿部大臣官房会計第2予算班主査、小山国立学校第1係長

(国立学校財務センター)市川研究部長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員として出席された田頭室蘭工業大学長、兵藤埼玉大学長、荒川新潟大学長、中山大分大学長並びに本日ご出席の文部省の清水大学課長、永山視学官、中山学生課長、木下研究機関課課長補佐、阿部第2予算班主査他関係担当者各位、オブザーバーとしてご出席の国立学校財務センター市川研究部長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、小川専門委員(東京医科歯科大学事務局長)の退職に伴う後任の専門委員として菅原正弘東京医科歯科大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、承認された。

ついで、同専門委員の紹介があった。

2. 平成10年度特別会計予算について

委員長から、平成10年度国立学校特別会計予算の内容について、文部省からご説明いただきたい旨発言があり、初めに清水大学課長から付資料に基づき次のような説明があった。

一点は平成10年度予算関係、二点目は行政改革会議とこれに関連する大学審議会関係について話を進めて行きたい。

平成10年度特別会計予算の概要については、昨年10月15日の第6常置委員会において概算予算要求の段階でご説明したところであるが、既にご承知のとおり財政構造改革の推進に関する特別措置法等を受け、その大きな枠組みのもとに編成された平成10年度予算と言える。

一般会計からの特別会計繰入金が対前年度比1.4%(約215億円)減で、自己収入では3.3%(約376億円)増となり、国立大学特別会計のトータルとしては0.6%(約161億円)の増となっている。

る。

歳出予算では人件費が約171億円の増、物件費は国立学校施設整備の既定経費の大幅見直して約10億円の減となっている。以上のように昨年度より厳しい内容となっている。

このような状況にあって、文部省としては大学審議会答申並びに科学技術基本計画等の従来から推進している施策に意を持ちいながら集中教育改革プログラム・経済構造改革等、新たな政策課題にも積極的に対応する姿勢で予算編成案に取り組んで来たところである。

ついで、同課長より配付資料に基づき次の事項について具体的な説明が行われた。

1. 国立大学の整備充実のための平成10年度予算額主要事項

(1) 大学院の充実・強化

- 1) 大学院創造性開発推進経費：約111億円（約7億円減）

〔大学院のさらなる教育研究の高度化並びに新産業の創出につながる独創的・萌芽的研究を支援するための経費〕

- 2) 大学院重点整備設備費(新規)：約27億円

〔卓越した教育実績をあげている大学院研究科並びに新産業創出のシーズの誕生が期待される大学院研究科に対する高水準の大学院専用の設備の重点的整備〕

- 3) 大学院最先端設備費の廃止（約△51億円）

(2) 教育研究の活性化等大学改革の推進

- 1) 教育改善推進費（学長裁量経費）：約141億円（約104億円増）

- 2) 教育研究活性化推進経費：約6億円（約3億円増）

- 3) 大学改革推進等経費：約18億円（約28

億円減）

- (3) 人間性豊かな医療・介護関係人材育成をめざす医学系教育の推進等

- 1) 学外医療機関実習連携推進経費：約17億円（約2億円増）

- 2) エイズ対策関連経費：約15億円（約5億円増）

- (4) 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等

- 1) 理工系教育推進経費：約1.6億円（約0.3億円増）

- 2) 理工系教育高度化設備費(新規)：約8億円

- 3) 学部教育ハイテク設備費の廃止：（約△16億円）

- (5) 学生のインターンシップの推進(新規)：約1.2億円

- (6) 高度情報化社会に対応した教育研究の推進

- 1) マルチメディア教育推進経費：約49億円（約8億円増）

- 2) マルチメディアを活用した情報教育施設の充実：約8億円（約4億円増）

- (7) 研究支援体制の充実・強化—優れた若手研究者の養成・確保—

- 1) リサーチ・アシスタント（RA）経費：約14億円（約1億円増）

- 2) 研究支援推進経費：約11億円（約2億円増）

- 3) 非常勤研究員経費：約30億円（約4億円増）

- (8) 所長のリーダーシップ発揮支援：約12億円（約1億円増）

- (9) 卓越した研究拠点（COE）の形成

- 1) 中核的研究機関支援プログラム：約35

億円（約4億円減）

- 2) 研究環境高度化支援プログラム：約4億円
 - 3) 中核的研究拠点形成プログラム：約5億円（約2億円減）
 - (10) 学術情報基盤の整備充実：約364億円（約1.5億円増）
 - (11) 研究設備費の充実：約186億円（約101億円減）
 - (12) 基礎研究の重点的推進：約544億円（約18億円減）
 - (13) 国立学校施設の高度化・多様化の推進：約1,217億円（約84億円減）
2. 国立大学についての平成10年度主要事項（機構・定員関係）
 - (1) 学部の改組（3大学4学部）
 - (2) 学科の設置・短期大学部の転換等（3大学）
 - (3) 沖縄関連施策（高等専門学校の新設準備調査—沖縄—）
 - (4) 環境関連施策（地球環境科学研究所—仮称—の新設準備調査）
 - (5) 情報関連施策（情報研究の中核的研究機関の新設準備調査）
 3. 平成10年度国立学校関係補正予算の主要事項
 - (1) 学校における心の教育の充実：約360億円
 - (2) 21世紀を見通した先端的学術研究の推進等：約2,800億円
 - (3) 情報推進の高度化・ネットワーク化の推進等：約600億円
 - (4) 環境に配慮した教育研究環境の整備充実：約100億円
 - (5) 外国人留学生のための支援施策：約30億

円

以上の説明ののち、引き続き同課長から昨年12月3日の行政改革会議において「最終報告」がなされたこと、この間、国立大学関係者各位には独立行政法人化問題で側面から多大なご協力をいただいた旨の謝辞が述べられ、行政改革会議とこれに関連する大学審議会関係について、配付資料「行政改革会議（最終報告）」及び「中央省庁等改革基本法（案）」並びに「大学審議会組織運営部会関係」をもとに次の事項について詳細な説明があった。

1. 行政改革会議（最終報告）—国立大学関係—
 - 1) 国立大学改革の基本的な方向
 - 2) 具体的な大学改革の方策
 - ①国立大学の自主的改革の推進と情報公開、評価システムの充実
 - ②組織・運営体制の整備
 - ③大学組織の権限と責任の明確化、事務組織の見直し
 - 3) 大学改革の進め方
2. 中央省庁等改革基本法（案）
 - 1) 国の行政機関の再編成
 - 2) 国の行政組織の減量、効率化等（施設等機関等）
3. 大学審議会組織運営部会における主な検討項目
 - 1) 全学的視点に立った責任ある運営体制の整備
 - ①学長等のリーダーシップが発揮できる仕組みの整備
 - ②評議会・教授会等の審議事項・手続きの明確化
 - ③大学運営協議会（仮称）の設置等学外の意見反映の仕組み
 - ④学校法人における理事会等経営側と教学

側との連携

- 2) 大学の教育研究の自主性・自律性の拡大
 - ①国立大学の人事・会計制度の見直し
 - ②大学の設置等に係る手続きの弾力化
- 3) 評価システムの確立
- 4) 透明性の高い開かれた大学となるための情報公開の推進

以上の説明を受けて、委員長から平成10年度補正予算に関連して平成10年3月31日、同4月8日、同4月14日に国立大学協会として、文部大臣、自由民主党加藤幹事長、同山崎政調会長を始めとする関係機関各位にも面談し、善処方陳情をしてきたとの報告があった。

ついで、委員長から本日議題の大学における予算の弾力化及び学長裁量経費についても清水大学課長が今まで説明した内容とも関わるので、個別議題とはせずに説明内容全体を含めた一括討議で進めたい旨述べられ、了承のうえ、活発な意見交換が行われた。

次に、委員長から授業料関係について文部省から説明願いたい旨述べられ、山中学生課長から配付資料「国立学校の学生納付金」及び「大学審議会への諮問」等に基づき次のような説明が行われた後、意見交換が行われた。

国立大学の授業料については、昨年、秋の予算編成策定において、平成11年4月の入学者から授業料の値上げを行うこととなった。その内容は、従来469,200円の授業料を徴収しているところであるが、平成11年度は9,600円アップ、月

額にして800円の増で年額478,800円の授業料となる。従来の値上げ幅に比べ非常に小幅なものとなっている。

これは、年々家庭における教育費の負担が増加の状況にあること、また、消費者物価指数や人事院勧告のアップ率等も参考にしつつ財務当局とも十分検討を重ねて来た結果、本日お示した額になったところである。

しかし、この授業料の問題については、公私立大学の授業料とも関わる問題であり、現在大学審議会において「21世紀の大学像と今後の改革方策」について高等教育の基本的考え方等が議論されているところであるが、この国公立大学の授業料の在り方についても併せて同審議会においてご検討願うよう別途諮問したところである。

3. 教員委員について

委員長から東北大学教授であった松井委員が本年3月末日をもって退職されたことに伴い、その後任委員として東北大学長より同大学経済学部・杉本典之教授（国際経営学担当）を推薦したいとの説明があったのち、同教授の委嘱について諮られ、承認された。

なお、このことについては、理事会の承認事項となるので来る6月5日に開催される理事会にお諮りする旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成10年2月17日(火) 14:30~16:30

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 丸山(工)委員長

丹保, 久保, 有山, 鈴木, 廣田, 時澤, 佐藤, 丸山(和), 小澤, 小坂, 野地
(代理: 浅見鳴門教育大学副学長), 中野, 細川, 江口各委員

藤野, 六本各専門委員

(文部省) 清水高等教育局大学課長, 合田法規係長

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 野地委員の代理として出席された浅見鳴門教育大学副学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 大学の組織運営の改善について

委員長から, 次のように述べられた。

予定した議題に入る前に, 現在大学審議会において「21世紀の大学像と今後の改革方策について」審議されているが, その内容と本委員会が所掌している諸問題と種々関連する部分があるので, 本日は大変お忙しい中, 清水大学課長にご出席いただき大学審議会の審議状況及び関連事項等について, ご説明願うこととした。

ついで, 同課長から, 配付資料等に基づき概ね次の事項について説明が行われた。

(1) 行政改革会議の最終報告について

(H9.12.3)

最終報告においては行政機能の減量(アウトソーシング)・効率化等の観点から国立大学について「人事・会計面での弾力性の確保など種々改善する必要がある, 現行の文部省の高等教育行政の在り方についても改善が必要。しかし, 大学改革は長期的に検討すべき問題であり, 独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得るが, 現時点で早急に結論をだすべ

き問題ではない」と結論付けている。また, 国立大学改革の基本的な方向として, ①国立大学の自主的改革の推進と情報公開, 評価システムの充実, ②組織・運営体制の整備, ③大学組織の権限と責任の明確化, 事務組織の見直し等を掲げている。

国立大学の独立行政法人化をめぐることは, 様々な議論があり, 主務大臣が3~5年の単位で目標を設定し, その目標を短時間で評価するシステムは, 国立大学の教育研究の特質になじまず, むしろ水準の低下を招くのではないかと議論がある一方で, 国立大学を独立行政法人化すべきとする意見もある。最終報告は「長期的に検討すべき問題」と位置付けているが, まず, 国立大学改革を積極的に進めることとされていることを踏まえれば, 国立大学の在り方については, 抜本的な改革を前提に, むしろ猶予期間を与えられるだけであると考えることが妥当である。

(2) 中央省庁等基本法(案)について

行政改革会議最終報告を踏まえ, 本日「中央省庁等基本法(案)」が閣議決定し, 今国会に提出された。大学に関する部分を抜粋すると次の通りである。

第3章 国の行政機関の再編成

(教育科学技術省の編成方針)

第26条第1項 教育科学技術省は, 次に掲げ

る機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

第4号 国立大学の組織、運営体制等の改革その他高等教育の改革を行うこと。

第4章 国の行政組織の減量、効率化等

第4節 その他の見直し

(施設等機関等)

第43条第1項 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外については、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

第43条第2項 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他の人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

以上が大学に関連する規定であるが、第43条第1項と2項以下の関係はいろいろと議論があったが、第1項は、施設等機関全体をカバーする方針として、2項以下は、それぞれの項に掲げるものについて個別に行革会議においてなされた検討の結果を踏まえ規定していることとなっている。他方、2001年を目途として新しく出

来る教育科学技術省は、その機能あるいは政策の在り方として、国立大学の組織、運営体制の改革その他高等教育の改革を推進するということを規定している。

(3) 大学審議会の審議状況について

このように国立大学をめぐるさまざまな動きも踏まえ、昨年10月31日文部大臣から大学審議会へ「21世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問された。同審議会は本年6月に審議経過の概要、9月には答申を行う予定としており、極めてハードなスケジュールとなっている。

この審議会は、基本構想部会・組織運営部会・大学教育部会・大学院部会と、入試専門委員会の5つの会議があり、同時並行的に開催されている。

1) 組織運営部会は、大学の組織運営システムの改革について既に3回の審議を行っており、諮問された検討事項例の中の「評価システムの確立」及び「透明性の高い開かれた大学になるための情報公開の推進」の2点について集中的に議論された。

情報公開については、今国会に提出予定の情報公開法への適切な対応という側面だけではなく、社会への情報発信という積極的側面としても捉えるべきであり、大学或いは学部・学科の教育研究のポリシーや学生の成績評価基準などを積極的に公開していくべきではないかとの議論が行われている。

評価システムについては、自己点検評価の実施とその公表、自己点検評価の学外の第三者による検証を設置基準上大学の責務とすることにより、大学教育研究水準の確保やアカウンタビリティの向上を図ることができるという方向で審議が行われている。

なお、客観的評価システムの導入については今後の審議の深まりを待つ状況にある。

組織運営の改善及び教育研究の機動的な対応を可能とする措置の問題については、2月末から3月にかけて数回の審議を行い、その途中経過を総会に報告するスケジュールとなっている。

- 2) 大学院部会は、これまで大学院大学や大学院を中心とした大学の設置促進について、審議が行われている。現在、大学院の研究科は学校教育法の体系や大学院設置基準上、組織として学部依存している構造となっているが、大学院を重視する場合、制度上、大学院の研究科に組織として明確な位置付けを与えるべきではないかという観点から議論が進められている。この問題は、これから審議する「高度専門職業人の養成に応じた修業年限の弾力化」の問題と併せて、今後の大学院の在り方をめぐり審議が進むと思われる。

文部省としては、これらの大学審議会の審議結果を踏まえ、法改正を含めた抜本的な高等教育改革に取り組むこととしている。

以上のような説明があった後、①大学審議会答申が9月予定となった理由について、②組織運営の改善と教育公務員特例法について、③高度専門職業人の養成について、質疑・意見交換が行われた。(清水大学課長退席)

2. 情報公開法について

委員長から、次のように述べられた。

本件については暫く審議を中断していたが、本日、合田法規係長に出席願ひ、情報公開法問題の現状等について、ご説明いただくこととした。また、昨年本委員会での問題について数

回の意見交換を行ったが、その内容について佐藤委員に問題点の整理をしていただいたので、その説明も伺い審議を再開したい。

初めに、合田法規係長から次のような説明が行われた。

(1) 情報公開法要綱案の審議経過・今後のスケジュールについて

ご承知のように平成7年3月17日行政改革委員会に「行政情報公開部会」が設置され、情報公開法要綱案の策定作業に入った。平成8年4月に至り同部会から、行政改革委員会に対して情報公開法要綱案が中間報告された。この案に対して各省庁のヒヤリングが行われ、文部省も平成8年6月、情報開示により教育研究の適正な遂行に支障が及ぶものは、条文の中で明確に不開示情報と位置付けるよう申し上げ、要綱案の修正にはいたらなかったが、情報開示により教育研究の適正な遂行に支障が及ぶものは配付資料⑤に該当する事と整理された。

このような経緯を踏まえ、平成8年12月に行政改革委員会は「情報公開法制の確立に関する意見」をとりまとめ内閣総理大臣に提出した。現在、同意見を踏まえ総務庁を中心に法制化を進めており、3月中に国会提出の運びとなっている。

今国会で成立すれば、平成10年6月頃に公布され、施行は、公布の日から2年以内と見込まれるので、平成12年6月頃から施行となる可能性がある。

なお、この間に国立大学が現在保有している全行政文書について、整理の上台帳の作成などの下準備を行うとともに、行政文書の開示・不開示を判断する審査基準を各大学毎に学長が定める必要がある。

(2) 情報公開法要綱案について

配付資料に基づき、次の条項のうち特に国立大学に係わりのある部分について「行政情報公開部会」の審議状況などを含め詳細な説明が行われた。

第1章 総 則

1) 目的、2) 定義：①行政機関、②行政文書、③開示

第2章 行政文書の開示

3) 開示請求権、4) 開示請求の手続、5) 行政機関の開示義務、6) 不開示情報、7) 公益上の理由による裁量的開示、8) 行政文書の存否に関する情報、9) 開示請求に対する措置、10) 開示等決定の期限、11) 著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示等決定の期限の特例、12) 事案の移送、13) 第三者保護に関する手続、14) 開示の方法、15) 手数料、16) 権限の委任

第3章 不服申立て

17) 不服申立てに関する手続、18) 不服審査会の設置、19) 不服審査会の委員の任命等、20) 不服審査会の調査権限、21) 不服審査会における事件の取扱い、22) その他の不服審査会関係規定

第4章 補 足

23) 行政文書の管理、24) 便利の提供・運用状況の公表、25) 情報公開の総合的な推進、26) 地方公共団体の情報公開、27) 特殊法人の情報公開、28) 関係法律との調整、29) 施行に伴う措置

(3) 情報公開法案と国立大学について

配付資料に基づき次のような説明が行われた。

今国会に提出予定の情報公開法は、全ての人に、行政文書に該当しないもの、不開示情報に該当するもの以外のあらゆる行政文書の開示を求める権利を与えるものである。

国立大学も行政機関であり、その保有する行政文書は開示請求の対象となる。ただし、大学

で歴史的・文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものは除外される。

各国立大学長は開示請求に対応するため、開示・不開示決定の審査基準を定めておく必要がある。

なお、国立大学においては、以下のような文書を除き、全ての文書が情報公開の対象となる。

1) 行政文書に該当しないもの

[教官が個人レベルで作成したメモや収集した資料で、公表したり共同研究等に供していないものは「組織的に用いていない」として行政文書に該当しない可能性がある。]

2) 不開示情報に該当するもの

① 個人に関する情報又は個人は識別できないが開示により個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

[学生や教官の身分に関する文書（入学関係文書、身上調査書、教職員の人事記録等）、個人の未公表の研究論文、研究計画、ゼミ・講義等で配付されたレジュメ等は不開示情報となる可能性がある。]

② 国が保有している法人等に関する情報で、開示によって当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの。

③ 国の安全等に関する情報及び公共安全等に関する情報。

④ 国の機関の内部又は相互間における審議等に関する情報であって、開示によって率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどのおそれがあるもの。

[教授会や評議会において、開示することによって率直な意見交換が不当に損なわれるなどのおそれがある論争的な事項を議題にした際の議事録等の該当部分は

不開示となる可能性がある。]

- ⑤ 試験、研究など行政機関の事務・事業に関する情報で開示によって、当該事務等の性質上当該事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

[国立大学における教育又は研究に関する情報であって、開示することにより当該教育又は研究の適正な遂行に支障が生じるおそれのあるものは、該当する。]

ついで、佐藤委員から、昨年本委員会で検討した問題点と情報公開法要綱案等を参考とし、静岡大学において検討を加え整理した配付資料「国立大学における情報公開について」に基づき、1)開示情報、2)不開示情報、3)意思形成過程情報、4)行政執行情報等について説明があった後、合田法規係長と情報公開法全般について、次のような質疑・意見交換を行った。

- 病院、入試等の個人情報の問題について伺いたい。
- 情報公開法自体は、個人情報の本人開示は対象としていないが、行政改革委員会の意見具申においては、早急に検討すべきであるとされている。現在、その意見を踏まえて入試における個人情報の本人開示については文部省が、病院における医療情報の本人開示の問題は文部省の医学教育課を含め厚生省で検討を進めているところである。
- 法案成立後2年以内に施行ということであるが、審査基準・不開示情報等のガイドラインの作成はいつ頃まででよいのか。
- 施行までの2年は必ずしも長い期間ではない。現在各大学では既に文書管理を作成していると思うが、それを情報公開法に対応して再構成するなどさまざまな作業に相当の日時を要するのでなるべく早期から対応する必要

がある。

- 審査基準は、基本的には大学の主体的な判断で作成することになると思うが、具体的には、どのような形になるのか伺いたい。
- まだ法律が制定されていないので、審査基準がどのような形になるのか文部省としても、まだイメージしきれていないが、例えば、①学内でどのような手続きで開示・不開示を決定するか(特別委員会や専門委員会を設置するなど)、②さまざまな学内行政文書の中でも、ある程度類型化できるものは予め類型化してその基準にそって判断するという定め方もあるのではないかと、③類型化することが困難なものは一般的な基準を定めることとするとか、といった論点が考えられる。
- 佐藤委員がまとめた、配付資料の開示・不開示等の区分・内容について、ご意見を伺いたい。
- お示しいただいた項目の中には個人情報として位置付けられ不開示情報になり得るものもかなり含まれていると思われるが、その判断は一義的には学長が、また、その学長の判断を最終的には裁判所がチェックすることとなる。
なお、不開示情報の類型については、どれか一つの類型のみに該当するといったものではなく、重疊的に該当し得るものである。したがって個人情報であり且つ開示することにより教育研究の適正な遂行に支障を及ぼす情報でもあるということがあり得る。また、意思形成過程情報、行政執行情報であれば文書全体が不開示になるのではなく、不開示情報に該当する部分のみが不開示になるということである。
- 大学審議会において、「透明性の高い開かれ

た大学になるための情報公開の推進」が審議されているという説明があったが、具体的にどのようなことが議論されたか伺いたい。

- 審議の状況としては、各大学は国民の適切な理解を得るために、教育研究活動の状況やその成果、教育研究活動の改革充実に向けた取組みの状況を広く社会に対して積極的に公表していく必要がある、例えば学生の成績評価の考え方・基準等を、社会に発信していくことは非常に意義深いものであるという議論などが行われている。

以上のような質疑・意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ了承された。

本日は、文部省から大変詳細な説明をいただいたので、それを踏まえ佐藤委員に再度とりまとめをお願いしたい。また、その内容について情報公開法専門の先生2～3人及び大学の組織等に詳しい事務方にコメントをいただき、文部省からは審議会等の進捗状況を伺いながら、審査基準のガイドライン作成に向けて検討を進めたい。

なお、コメントをお願いする方々への依頼等については委員長に一任願いたい。

(合田法規係長退席)

3. 産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議（中間まとめ）に対する意見

委員長から次のように述べられ、了承された。本件については、会長より本委員会に審議が付託されたので、丹保委員及び東北大学阿部学長にコメントをお願いし、配付資料の通り原案を作成した。本日は承りいただければ国大協の意見として、2月末頃までに文部省に提出したい。なお、最終意見のまとめは、会長と委員長に一任願いたい。

4. 教員委員の交代について

委員長から次のように述べられ、了承された。

- (1) 中国・四国地区佐々木広島大学教授の辞任申し出に伴う後任委員の候補者として広島大学長から「広島大学教育学部教育学科岡東壽隆教授」の推薦があった。承認願えれば3月の理事会に申し出ることとしたい。
 - (2) 中部地区松尾名古屋大学教授が4月から学長に就任予定となっているので、後任の候補者の推薦を名古屋大学長にお願いし、3月の理事会に申し出ることとしたい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成10年4月2日（木） 13：30～15：50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸山（工）委員長

丹保、久保、有山、吉田、廣田、佐藤、小澤、丸山、小坂、岡東、細川各委員

小山、藤野、六本各専門委員

丸山（工）委員長主宰のもとに開会。
議事に先立ち委員長から、新たに委員として出席された吉田洋二山梨医科大学長、溝上泰鳴

門教育大学長（本日欠席）、教員委員として岡東壽隆広島大学教授、山下廣順名古屋大学教授（本日欠席）の紹介があったのち、緊急案件として、

委員長から次のような報告があり、了承された。

- (1) 国立大学施設の整備に関する緊急の訴えとして、去る3月31日に国立大学協会から文部大臣へ要望書を提出するとともに、関係機関へもお願いしたところである。
- (2) 研究交流促進法の一部を改正する法律(案)及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(案)について、同法案の早期成立が図られるよう国立大学協会から文部大臣へ要望書を提出する予定となっている。

〔議 事〕

1. 情報公開法について

委員長から、前回委員会(2月17日)でご審議をいただき、これまでの検討を踏まえ、佐藤委員に問題点を取りまとめ願ひ、情報公開法の専門家2人(東大・京大の教官)に意見をうかがうこととし、その後、この問題を検討するうえで、具体的な資料が必要との考えから千葉大学、東京医科歯科大学、静岡大学の事務方に行行政文書の情報公開に関する資料作成を依頼し、本日の会議資料として配付した。

また、第2常置委員会で検討された「大学入試情報開示の問題点・留意点について」のまとめも参照していただき、ご審議願ひたい旨述べられたのち、審議が行われた。

その結果、情報公開にかかる開示、不開示の判断は難しい側面もあり、当該資料を専門家に見ていただき、ご意見を伺うこととし、入試・病院関係については、改めて、第2常置委員会及び国立大学附属病院長会議に検討方をお願いすることとした。

また、6月の国大協総会で今回提示された3大学作成の行政文書資料をさらに検討したのち

に各大学にお配りし、これをたたき台にして、検討願ひ方向で進めることが述べられ、了承された。

2. 複写権問題について

委員長から、次のように述べられた。

この問題は、1年半近くにわたり審議してきたところであるが、これまでの審議を踏まえて、本委員会の考え方を六本専門委員に纏めていただいたので、同委員から配付資料「国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針(案)」についてご説明願ひ、その後で、ご討議願ひたい。

続いて、六本専門委員から、これまでの審議経過における論点をまとめて、原案を作成したとの経過報告があり、配付資料に基づき、次のような説明があった。

- (1) 日本複写権センターは本年4月に社団法人化される予定となっているが、現在のところ法人格取得には至っていない。
- (2) 複数の専門学識経験者及び文化庁から意見の聴取をさせていただいた。
- (3) 国立大学事務部における複写の実態調査結果資料を参照させていただいた。
- (4) 大学図書館で所蔵している図書資料の複写に関わる著作権の問題については、今後なお国立大学図書館協議会等による検討経過を見守る必要がある。
- (5) 事務部における文献複写については、第42条の適用を受けない文献複写に関していづれ複写権センターと複写利用許諾契約を締結するための具体的検討を進めるのが適当である。なお、年間使用料金の設定は、事務職員数を基準とした包括許諾簡易方式によるのが適当と考えられる。

また、使用料の著作者への配分方法、外国の著作物の扱い、使用料金の将来の改定などの点についても十分留意して手続きを進める必要がある。

なお、許諾契約は過去へ遡及されない見込みである。

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

この問題については、引き続き検討して行きたい。

3. 助手問題について

委員長から、この問題については、流動的な側面もあり、継続的審議がしにくいこともあるが、今までの経過も踏まえ、丹保委員が作成した検討資料をもとに同委員から、ご説明願いたい旨述べられた。

ついで、同委員から、この問題については前

回説明したところであるが、その後、大きな変更はない。しかし、これは教官の構成上の問題及び給与上の問題等、複雑多岐にわたる部分があり、その意味では本委員会だけで議論するには、無理があると思われるので、ある段階で総合的な議論をしていただくことが望ましいとの意見が述べられたのち、次の項目について説明があった。

- 1) 助手の実際の仕事の種類について
- 2) 助手制度の問題点について
- 3) 問題点の一つの考え方について

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から、本委員会において、さらに検討を進め、いずれかの時期に第1、第4常置委員会にもお諮りし、ご検討願う機会を設けたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成10年3月3日(火) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

加茂、野地(代理:溝上鳴門教育大学副学長)各委員

山田、羽田各専門委員

木下委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、野地委員の代理として出席された溝上鳴門教育大学副学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 教育課程審議会『中間まとめ』の書面ヒヤリングについて

委員長から次のように述べられ、了承された。このことについて、昨年12月末に、教育課

程審議会から国大協の見解を書面ヒヤリングしたいとの依頼があり、阿部会長から本特別委員会に審議が付託された。しかし、年末年始をへきみ、入試シーズンということもあって委員会開催の予定も立たないことから、委員長の責任において対応せざるを得ないと判断し、今次の教育課程の改訂とかかわって、教員免許制度や教員養成カリキュラム等について議論を重ねてきた本委員会の経緯を踏まえ、その延長上において『中間まとめ』の評価すべき諸点と一層の

改善・配慮すべき諸事項等を中心にして見解をまとめ、会長の了承を得た後、2月初旬に別紙資料『教育課程審議会「中間まとめ」に対する意見』のとおり、教育課程審議会に回答したので、追認いただきたい。

以上のように対応措置の説明があった後、教育課程審議会のその後の進捗状況と各大学における教員養成カリキュラムの検討状況、予想される問題点等について、若干の意見交換及び情報交換が行われた。

2. 教員養成特別委員会の存続について

委員長から、配付資料「教員養成特別委員会の継続の申請について」に基づき、次のような説明があった。

前回の委員会において、本特別委員会は、本年の3月末をもって設置期間が終了となるが、現在の教員養成を取り巻く諸状況は戦後の教員養成の歴史の中で重大な転換期に直面している。従って、国大協の中に教員養成に関する諸問題について適切な対応できる組織として「教員養成特別委員会」を存続させておくべきであるとされた。

存続設置を常務理事会に提案したいので、その理由・調査研究課題等について、前回の意見を踏まえ、次のように整理したいので協議願いたい。

(1) 教員養成特別委員会の設置存続の事由について

- 1) 国立教員養成系大学・学部は、閣議決定の財政構造改革の一環として、少子化に伴う教員需給関係の変様に対応した教員養成課程の入学定員約5,000人の削減計画により、平成12年度を達成目標年度として改組・改編に取り組んでいるところであるが、

その及ぼす影響、実態、問題点等を点検し、次世代の育成にかかわる各学校教育段階の有為な教員養成に果たす国立大学としての在り方と対応策を検討することが緊要である。

- 2) 同時に、中央教育審議会、教育職員養成審議会、教育課程審議会さらには大学審議会等の諸「答申」・「報告」の提言するところの、21世紀に向けての教育改革の基本方針や具体的施策に対応する取り組みが国立大学全体として求められている。とりわけ新教員免許制度に基づく教員養成カリキュラムの大幅な改革への対応が緊要な課題となっており、教員の資質の向上に寄与すべき国立大学としての教育・研究の一層の改善・充実が問われるところであり、点検・フォローが不可欠な課題となっている。
- 3) 昨今の青少年にかかわる深刻な教育問題に対応し得ると同時に、地球的視野において対応が求められている国際化・情報化・多様化、環境問題や福祉の課題、さらには科学技術の進展や生涯学習社会等の諸要請に的確に答え得る有為な教員・教育指導者等の人材育成、これら主要にかかわる国立大学は各学部ともその目的と理念に即して、アカウンタビリティとしての課題や問題への取り組みが求められている。
- 4) 戦後の開放制教員養成制度を原則として堅持しつつ、有為な教員をその「量」と「質」において安定的に確保する「計画養成」機関としての国立教員養成系大学・学部の在り方及びその専門性に依拠する国立大学各学部の在り方が、新制大学発足50年の今日、その理念と現実の両面において真摯に問い直され、学術文化の進展、国際化・情報化・

多様化の進展、少子・高齢化等に対応する新たな課題の検討が切望されている。

- (2) 取り組む調査研究課題について
- 1) 21世紀への教育改革と国立大学・学部における教員養成教育の在り方
 - 2) 国立大学・学部における大学院修士課程の在り方と新たな役割一現職教員の受入れ、地域の教育開発・発展の支援等教員の資質向上にかかわって一
 - 3) 教員養成系大学・学部の「教員養成教育」の「理論」と「実践」のパワー・アップに向けての「総合的・臨床的な教育研究センター」「ファカルティ・ディベロップメント」の設置、「附属校園との連携・協力」計画等の推進
- (3) 設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日（2年間）

以上について詳細な説明があった後、次のような事項について意見交換が行われた。

- 国立大学における教員養成の在り方の検討を今日の教育改革の一環として位置づけることについて
- 教員の資質の向上にかかわる教育課題への対応として教員養成カリキュラムの改革を推進することについて
- 教員養成系大学・学部だけでなく、国立大学の他学部の課題も含めて全体として点検・

考察を行うことが必要であることについて

- 国大協の永年にわたる「大学における教員の在り方」についての貴重な調査研究・提言・報告等を十分踏まえた対応が望ましい等について

以上のような事項について意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日の意見等を踏まえた申請書に若干の修正を加え、来る3月13日開催の常務理事会に提出することとしたい。なお、最終的なまとめは委員長に一任願いたい。

3. 国大協教員養成制度特別委員会「大学における教員養成等に関する調査・研究報告書」の集大成について

委員長から次のように述べられ、了承された。

国大協が昭和40年代以降取り組んできた「教員養成制度特別委員会」等の「大学における教員養成」にかかわる調査・研究・提言・報告などの「刊行物」は歴史的な「資料」としても貴重なものであり、今日的な意義においても示唆に富んでいると評価されているので、これに解説を付し『資料集成』として刊行することについて、今後前向きに検討を進めていくこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成10年1月～4月

2月2日(月)	13:30	第2常置委員会・入試将来ビジョン検討小委員会合同委員会
6日(金)	13:30	第1常置委員会
17日(火)	14:00	第7常置委員会
3月3日(水)	13:30	教員養成特別委員会
6日(金)	11:00	第5常置委員会JUSSEP小委員会
13日(金)	10:00	常務理事会
19日(木)	13:30	理事会
23日(月)	15:30	第4常置委員会作業委員会
24日(火)	13:30	第5常置委員会
4月2日(木)	13:30	第7常置委員会
15日(水)	13:30	第1常置委員会
17日(金)	13:30	第3常置委員会
28日(火)	13:30	第6常置委員会

予算・決算

平成9年度国立大学協会歳入歳出決算

平成10年6月5日 理事会

平成10年6月第102回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
[歳入の部]	円 252,871,000	円 0	円 252,871,000	円 254,202,898	円 1,331,898	
(1) 会 費	185,646,000	0	185,646,000	185,646,000	0	98大学会費
(2) 預 金 利 子	220,000	0	220,000	343,098	123,098	銀行預金(定期・普通)利子
(3) 雑 収 入	50,000	0	50,000	1,258,800	1,208,800	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	66,955,000	0	66,955,000	66,955,000	0	
[歳出の部]	252,871,000	0	252,871,000	196,129,868	56,741,132	
1. 事業費	85,200,000	0	85,200,000	71,631,254	13,568,746	
(1) 総 会 費	6,500,000	175,930	6,675,930	6,675,930	0	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	1,500,000	△ 175,930	1,324,070	864,844	459,226	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,700,000	△ 608,756	2,091,244	1,398,840	692,404	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	4,000,000	146,334	4,146,334	4,146,334	0	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	5,500,000	△ 146,334	5,353,666	5,269,640	84,026	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	46,530,660	8,469,340	総会・理事会・委員会等出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	608,756	1,608,756	1,608,756	0	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	4,000,000	0	4,000,000	3,616,880	383,120	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国際交流費	5,000,000	0	5,000,000	1,519,370	3,480,630	UMA P関係外国旅費等
2. 事務費	94,400,000	1,339,046	95,739,046	94,498,614	1,240,432	
(1) 諸 給 与	74,000,000	838,973	74,838,973	74,838,973	0	職員の給料, 諸手当
(2) 備 品 費	500,000	0	500,000	0	500,000	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	2,500,000	0	2,500,000	2,367,826	132,174	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	800,000	0	800,000	794,206	5,794	用紙・事務用品等
(5) 旅費・交通費	2,700,000	286,150	2,986,150	2,986,150	0	職員の通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	3,000,000	△ 286,150	2,713,850	2,111,386	602,464	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	5,900,000	500,073	6,400,073	6,400,073	0	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0	
3. 予 備 費	43,271,000	△ 1,339,046	41,931,954	0	41,931,954	
4. 積 立 金	30,000,000	0	30,000,000	30,000,000	0	
翌年度繰越額					58,073,030	

平成10年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成10年3月19日 理事会

平成10年6月第102回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
[歳 入 の 部]	千円 247,956	千円 252,871	千円 △ 4,915	
(1) 会 費	189,583	185,646	3,937	99大学会費
(2) 預 金 利 子	250	220	30	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	50	50	0	報告書頒布収入等
(4) 前 年 度 繰 越	58,073	66,955	△ 8,882	
[歳 出 の 部]	247,956	252,871	△ 4,915	
1. 事 業 費	88,700	85,200	3,500	
(1) 総 会 費	6,700	6,500	200	総会・事務連絡会議会場費その他
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会・常務理事会・幹事会経費等
(3) 委 員 会 費	2,000	2,700	△ 700	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	4,500	4,000	500	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	5,500	5,500	0	参考図書、資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000	1,000	0	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	4,000	4,000	0	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	8,500	5,000	3,500	外国旅費・UMA P 先行事務局経費等
2. 事 務 費	96,400	94,400	2,000	
(1) 諸 給 与	75,000	74,000	1,000	職員の給料・諸手当
(2) 備 品 費	500	500	0	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	2,500	2,500	0	事務局建物借料
(4) 消 耗 品 費	800	800	0	封筒・用紙・文具類
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	3,000	2,700	300	職員通勤費、事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	3,000	3,000	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	6,600	5,900	700	職員加入社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	5,000	5,000	0	
3. 予 備 費	42,856	43,271	△ 415	
4. 積 立 金	20,000	30,000	△10,000	

要 望 書

国立大学施設の整備に関する緊急の訴え

平成10年3月31日
国立大学協会

二十一世紀は学問と文化の世紀である。現在のわが国の混迷は国民が未来に対する期待を失った結果であり、その混迷からの脱却は学問と文化の振興の中でこそ果たされなければならない。科学技術創造立国とは科学技術と新しい学問・文化の創造によって未来に対する希望を沸き立たせ、国民に来るべき未来への希望の中で生きる意欲を鼓舞することに他ならない。その先頭に立つべき国立大学は全体としてこの数十年の間国際的に大きな力をつけてきた。研究者は各分野の国際的な学会において指導的な役割を果たし、世界的なグローバルスタンダードの実現に協力している。自然科学のみならず人文社会科学においてもわが国の研究者の水準は一流であり、国際的に大きな発言力を持つようになってきている。

しかし残念ながらわが国はいまだグローバルスタンダードを自ら生み出す環境が十分に整っていない。二十一世紀には学問と技術は個々の国の範囲を越えて最先端の教育研究レベルを維持している機関に集中するであろう。そのときわが国が遅れをとることのないようにするためには、わが国の学術研究の基幹的な役割を担っている大学を中心とする研究施設におのずと各国の研究者たちが集まってくるような体制を整備しなければならない。そのためにはわが国の国立大学を中心とする現在の教育・研究環境はあまりに惨めである。

本年三月文部省の「今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」は「国立大学等施設の整備充実に向けて—未来を拓くキャンパスの創造」と題する報告書をまとめた。この報告書は「大学改革の推進」、「科学技術創造立国の実現」、「社会の要請の変化」の諸課題を具体的に十五の視点にわたって提言し、国立大学等施設の改善を提案している。

試みに歴史の古い国立大学の一つの例を見よう。この大学は総合大学であるが、この大学が有する建物の面積の実に半分が老朽化しており、緊急の改修が必要になっている。壁面や天井の剝離、落下、漏水、配管の損傷など目に余る状態である。大学院教育が本格化

し、院生や留学生が増加しているにも関わらず、施設が追いつかず、教育・研究環境は悪化している。建物は全体として「暗い」イメージで、到底二十一世紀に向けて学術・研究をするという夢は感じられない。留学生十万人計画の実現が危ぶまれているのもこのような大学の現状が大きな原因のひとつとなっている。

このような例は国立大学のどこにおいても見られる事態であり、緊急の対策が必要である。国立大学協会はこのような国立大学の現状がわが国の学術・文化の水準を極度に低下させかねない危険性を深く憂慮し、「調査研究協力者会議」の提案に感謝すると共にその提案に述べられているように、緊急に施設の整備を促進するための財政的措置を講ぜられるよう訴えたい。

（ 要望先；文部大臣，大蔵大臣，
自由民主党三役他 ）

研究交流促進法の一部を改正する法律案及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の制定に関する要望について

平成10年4月6日
国立大学協会会長
阿部 謹也

我が国における科学技術振興の基盤となる大学の学術研究に対して、多難な21世紀を迎えるにあたり、産業界等社会の各方面から、諸課題の解決等のため多様な期待と要請が寄せられている。

大学が学術研究の本来の使命を踏まえながら、その主体性の下に、これらの社会的諸要請に適切に対応し協力していくことは、大学の社会に対する貢献という観点から、また、大学自らの教育研究の活性化の観点から極めて有意義である。

政府においては、近年、産学の連携・協力を推進するための様々な方策を講じられてきた。今後は、社会の要請に応え得る学術研究の一層の振興を図るため、大学を中心とした産学間の研究交流を促進することがますます重要である。

このような状況を踏まえ、今般、産学間の共同研究の一層の進展を図ることを目的として、国立大学のキャンパス内に民間等が共同研究施設を整備する場合に国有地の廉価使用を認めることを制度化するため、貴省が関係各省庁と今国会に提出した「研究交流促進法の一部を改正する法律案」について早期の成立を図るよう強く要望するものである。

また、大学における学術研究は、研究者の自由闊達な思想と研究意欲、高度な研究能力を源泉として展開されることによって、初めて優れた成果を期待できるものであり、大学の教員の優れたアイデアや原理的な発想が発明や特許に結実し、産業界等における社会的活用を促進することにより、大学の研究活動自体を触発・推進することが期待されるところである。

貴省において、昨年12月、「産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議」の間まとめにおいて特許等に係る新しい技術移転システムの構築が提言されたところであり、大学における研究活動が果たす社会的使命の重要性を考えると、先に、貴省が通商産業省とともに今国会に提出した「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案」についても、早期の成立が図られるよう強く要望する。

〔要望先：文部大臣〕

資 料

教育課程審議会の「中間まとめ」に対する意見について

平成10年2月3日
国立大学協会会長
阿部 謹也

【中間まとめ】は、第15期「中教審」の第1次答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』をふまえ、2003年度から実施予定の完全学校週五日制のもとでの教育課程の基準の改善の基本的考え方と基本方向を中心にした教育課程の骨子をとりまとめたものである。

21世紀にむけての教育改革として、「ゆとり」のある教育環境のもとで「生きる力」を次世代を担う一人ひとりの子どもに即して豊かに育むという「中教審」答申の基本方針に則り、「教育課程の基準の改善に当たっての基本的な考え方」として、①子どもたちの成長への願いと学校への期待、②各学校段階の役割の基本、③子どもの現状、教育課程実施の現状と教育課題、④完全学校五日制下の教育内容の在り方、⑤教育内容の厳選と基礎・基本の徹底、⑥学習の指導と評価の在り方などについて考察を加え、その上で、「教育課程の基準の改善のねらい」として、(1)豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、(2)自ら学び、自ら考える力を育成すること、(3)ゆとりのある教育活動を展開するなかで、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、(4)各学校が創意・工夫を生かし特色のある教育を展開することが提言されている。

上述の四つの基本的方針をふまえて、主要な改善案として、

- (1) 完全学校週五日制の下での年間授業時数を現行より小・中学校で70時間（週2単位時間）削減し、高校で卒業に必要な単位数を現行の80単位から74～76単位程度に縮減するとともに、時間割の編成等教育課程の基準を大綱化・弾力化する。
- (2) 小学校では教育内容を読・書・算など日常生活に必要な基礎・基本に厳選し、習熟学習を大切にし、中学校では社会生活に必要な基礎的・基本的な内容を確実に習得させ、各学年で選択教科の幅を拡大し、個性を伸長させ、高校では必修教科・単位数を最小限とし、各学校・生徒の選択制を拡大し、個性の一層の伸長を図る。
- (3) 「総合的な学習時間」（仮称）を創設し、国際理解、外国語会話、情報、環境、福祉など横断的・総合的な学習を各学校で創意・工夫し、自然体験やボランティア活動、体験的な学習、問題解決的な学習を重視する。小学校第3学年以上に週2時間以上の必修とする。
- (4) 中学校の外国語（英語）及び技術・家庭科の「情報基礎」を必修とし、高校に教科「情報」を新設する。
- (5) 道徳教育はボランティア体験や自然体験などの体験的な学習を重視し、社会生活上のルール

や基本的なモラルなどの倫理観を培う。

- (6) 盲学校、聾学校及び養護学校では、子どもの可能性を最大限に延ばし、社会参加・自立を実現し、他校との交流教育の一層の推進を図る。
- (7) 幼稚園では、遊びを中心とした楽しい生活の中で、豊かな体験を得させるとともに、幼児期にふさわしい道德性の指導を充実する。
などが提言されている。

教育課程改革の基本的な方向としては、概ね賛同しうるものであるが、今後の審議において、さらに以下の諸点についての検討を深められ、より一層充実した改革への提言となることを期待したい。

- (1) 教育課程の領域編成が現行の各教科、道徳、特別活動に、「総合的な学習の時間」（仮称）を加えることと推察されるが、その目的・理念・構造・意義等について考察を深められたい。とりわけ「総合的な学習の時間」の性格、位置づけについて明確にされたい。
- (2) 完全学校週五日制実施に伴う年間授業時数70時間（週2単位時間）の削減の下での、各教科・領域等の年間授業時数、「総合的な学習の時間」の配当時数、必修教科と選択教科の配当時数等について、児童生徒の立場にたった慎重な配慮と「ゆとり」のある教育の実現という観点からの検討を願いたい。
- (3) 教科等の教育内容の「厳選」と基礎・基本の「内実」については、「例示」では明微ではないことから大胆にして緻密な検討を加え、学問的な検証に応えうる成果を期待したい。後世、「学力」低下の批判が惹起しないような慎重さが求められる。
- (4) 教科の枠を超えた横断的・総合的な学習を企図した「総合的な学習の時間」（仮称）の創設は新しい学校観・学力観を体現するものとして期待されるが、その内容と方法における周到な研究・開発・支援を要するものである。「ゆとり」のある教員配置、施設・設備の整備、学校及び地域の取り組み体制等について、格段の配慮が必要不可欠である。
- (5) 興味や関心、学習への意欲や能力を培養することを企図する、小学校高学年からの課題選択学習、中学校各学年の選択教科の幅の拡大、高校の必修教科を最小限とし、生徒選択の選択教科の拡充は児童生徒の実質的な選択可能な条件整備が不可欠であり、人的・物的な配慮が望まれる。
- (6) 「各学校が創意・工夫し、特色ある教育を展開する」学校づくり、「開かれた」学校づくり、「ゆとりのなかで『生きる力』を育む」教育、さらには「自ら学び、自ら考える力を育成する」教育は、すぐれて人間の発達と形成の本質に根ざす教育の営みに立脚するものであり、学校・家庭・地域社会の連携・協力において成り立つものであることに鑑みて、百年の計としての「教育」の手立てには十全なご留意とご提言を期待する。

平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動について

標記のことについて、別途、文部省から、各国立大学に通知されておりますが、このたび大学側及び企業側においてそれぞれ「平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について(申合せ)」(別紙1。以下「申合せ」という。)及び「平成10年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」(別紙2。以下「倫理憲章」という。)が定められ、これらについて、双方がそれぞれ尊重に努めることを内容とする合意(別紙3)が大学側及び企業側の両代表によりなされました。また大学側から、企業側に対し、採用活動に当たって、特に理解を求める事柄について「平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」(別紙4)を行うこととされましたのでお知らせいたします。

ついては、これら申合せの趣旨に沿って大学卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育環境の確保、男女学生の就職機会の均等を期するとともに、学生の就職活動が早期化することなく、学生が自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択することができるようご協力、ご配慮をお願いします。

なお、同和問題の正しい理解と認識のもとに適正な就職指導及び就職事務を行うこと、また大学における就職業務担当者の明確化、職業紹介体制の整備、教官を含めた全学的な就職指導の体制の整備等についてもご留意くださるようお願いいたします。

(別紙1)

平成10年1月22日
就職問題懇談会

平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職について(申合せ)

大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)は、平成10年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに学生の就職機会の均等を期するため、高校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 採用情報の開示について

インターネットによる採用情報の公開や通年採用の拡大等に鑑み、求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断によって行う。

2. 企業研究会・説明会について

企業が学内で実施する「企業研究会・説明会」については、正常な学校教育環境を確保するとともに、就職活動の秩序維持を基本とし、基本的には、学校教育上重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は会場提供を行わない。

3. 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4. 正式内定開始について

(1) 正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底する。

(2) 正式内定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。

5. 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。

6. 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう依頼する。

※ 備考

各大学等は、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付して行うものとする。

(別紙2)

平成10年1月
日本経営者団体連盟
会長 根本 二郎

平成10年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章

企業は自己責任原則に基づいて、自主的に行う平成10年度大学等新卒者の採用にあたり、下記の点を十分配慮して行動する。

記

1. 情報の早期公開

学生の就職機会の均等を期するため、企業情報ならびに採用人数、説明会日程、選考期日・場所等に関する採用情報は、可能な限り早く適正に公開し周知徹底を図る。

2. 採用内定開始日

正式内定日は、10月1日以降とする。

3. 公平公正な採用の推進

公平・公正で透明な採用の推進に努め、学生の自由な就職活動を妨げる拘束や、男女雇用機会均等法の精神に反する採用活動は行わない。

4. 学事日程の尊重

採用活動にあたっては、大学側の学事日程を尊重し、学生が学業に専念でき、より教育効果が上がるような教育環境の確保に努める。

5. その他

高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

以上

(別紙3)

平成10年1月28日

大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について

日本経営者団体連盟会長 大学等関係団体代表

根本二郎 鳥居泰彦

我が国発展の基礎は人づくりにあり、社会が大きな転換期を迎え世界的な大競争の時代に入らな中、国際的視野をもつ個性豊かな創造的人材の育成が急務であり、大学はその使命と責任を自覚し、産学が連携しつつ早急に改革に取り組むことが求められている。

このような状況を踏まえ、また、学生にとって就職が重要な意味をもつことに鑑み、昨年、大学卒業予定者の就職・採用について、企業と大学が道義を重視し、双方がお互いの「倫理憲章」と「申合せ」を尊重するよう努めるという新しい方式を導入した。また、産学連携による人材育成策であるインターンシップの導入にも、昨年来、大学側・企業側が協力して取り組んでいるところである。平成10年度大学卒業予定者の就職・採用については、企業側と大学側との連絡会議を設置し真剣な

研究協議を行ってきたが、1月22日の連絡会議において確認が行われるに至った。

企業側を代表し日本経営者団体連盟会長及び大学側を代表し大学等関係団体代表は、上記連絡会議の確認に基づき、就職・採用は自己の責任において行われるべきものであるとの基本認識に立ち、平成10年度の就職・採用活動に当たり、昨年度と同様、企業側は「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章（倫理憲章）」を定め、大学側は「大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」を定め、双方は「倫理憲章」及び「申合せ」の尊重に努めることを再確認した。我が国の将来を担う学生の就職・採用に係る事柄であり、企業側及び大学側が合意に沿って真摯に「倫理憲章」と「申合せ」の遵守に努めることを期待する。

以上

(別紙4)

平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請

平成10年1月22日
就職問題懇談会

就職問題懇談会においては、平成10年度の就職採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、別添資料のとおり「申合せ」を行いました。

つきましては、貴職におかれても、平成10年度大学等卒業予定者の就職採用活動の秩序を維持するため、上記「申合せ」を尊重いただくとともに、下記事項について特段の御理解をくださるよう要請いたします。

また、平成9年度の採用活動においては、採用情報の公正・公平な公開、通年採用の拡大、採用選考の複数回実施等、学生の就職の機会均等が進んでおり、更にこのような取り組みが推進されることを期待いたします。

記

1. 採用活動の早期化は、大学等の教育機能の低下をもたらし、十分な教育を受け得なかった学生を採用することは企業にとっても不利益をもたらすことを考慮し、採用活動においては、学校教育環境が悪化することのないよう、可能な限り休日や祝日に行う等、学事日程を尊重して行うこと。
2. 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないこと。

3. 男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
4. 採用情報の公平・公正な公開が進んできているが、更にこのような取組みを推進し、学校名や地域により就職情報の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図ること。
5. 10月1日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の拘束を行わないこと。

○ 医学教育特別委員会

- 課 題：(1) 21世紀の医療・医歯学教育と入学定員
 (2) 21世紀への医系大学院と専門医制度
 (3) 研修医制度と医歯系学部教育

設置期間：2年間（平成10年4月1日～平成12年3月31日）

委員名簿：委員長 鈴木章夫（東京医科歯科大学長）

- 委員 吉田 豊（弘前大学長）
 “ 丸山 工作（千葉大学長）
 “ 山崎 昇（浜松医科大学長）
 “ 小澤 和 恵（滋賀医科大学長）
 “ 岸本 忠 三（大阪大学長）
 “ 原田 康 夫（広島大学長）
 “ 齋藤 史 郎（徳島大学長）
 “ 杉岡 洋 一（九州大学長）
 “ 江口 吾 朗（熊本大学長）
 専門委員 武藤 徹一郎（東京大学教授）
 “ 大山 喬 史（東京医科歯科大学教授）

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
三重大学	矢谷 隆一	武村 泰男	平成10年2月10日
筑波大学	北原 保雄	江崎 玲於奈	平成10年4月1日
埼玉大学	兵藤 剣	掘川 清司	平成10年4月1日
山梨医科大学	吉田 洋二	鈴木 宏	平成10年4月1日
富山医科薬科大学	高久 晃	佐々木 博	平成10年4月1日
名古屋大学	松尾 稔	加藤 延夫	平成10年4月1日
北陸先端科学技術 大学院大学	示村 悦二郎	慶伊 富長	平成10年4月1日
鳴門教育大学	溝上 泰	野地 潤家	平成10年4月1日
高知医科大学	池田 久男	喜多村 勇	平成10年4月1日
大分医科大学	中山 巖	高木 良三郎	平成10年4月1日
京都工芸繊維大学	木村 光佑	丸山 和博	平成10年6月1日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[交代日]
第1常置委員会	長尾 真 (京都大学長)	阿部 博之 (東北大学長)	平成10年4月15日
第2常置委員会	杉岡 洋一 (九州大学長)	加藤 延夫 (名古屋大学長)	平成10年4月1日
第5常置委員会	中嶋 嶺雄 (東京外国語大学長)	江崎 玲於奈 (筑波大学長)	平成10年4月1日

○ 委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
第1常置委員会	古賀 達蔵 (筑波大学教授)(継続)	平成10年4月2日
第7常置委員会	山下 廣順 (名古屋大学教授)	平成10年3月19日
〃	岡東 壽隆 (広島大学教授)	平成10年3月19日
国立大学の在り方と使命 に関する特別委員会	梶井 功 (東京農工大学長)	平成10年4月1日
〃	立川 涼 (高知大学長)	平成10年4月1日
〃	田中 弘允 (鹿児島大学長)	平成10年4月1日
第5常置委員会 JUSSEP 小委員会	大川 澄雄 (千葉大学教授)	平成10年4月1日
〃	河野 俊行 (九州大学教授)	平成10年4月1日
〃	田口 喜雄 (東北大学教授)	平成10年6月1日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
第1常置委員会	黒川 征 (京都大学事務局長)	平成10年4月15日
第4常置委員会	中澤 正治 (東京大学教授)	平成10年4月21日
〃	中村 好一 (東京大学総務部長)	平成10年4月21日
〃	菅原 正弘 (東京医科歯科大学事務局長)	平成10年4月21日
第6常置委員会	菅原 正弘 (東京医科歯科大学事務局長)	平成10年4月28日
特別会計制度協議会	菅原 正弘 (東京医科歯科大学事務局長)	平成10年4月28日

■ 小委員会の解散

第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 [平成10年3月31日をもって解散]

■小委員会の設置

○ 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会

課 題：大学入試情報開示に関する国立大学のガイドラインについて

設置期間：2年間（平成10年6月1日から平成12年5月31日）

委員名簿：委員長 杉 岡 洋 一（九州大学長）
委 員 北 川 泉（島根大学長）
" 長谷部 清（北海道大学教授）
" 山 極 隆（富山大学教授）
" 笹 田 栄 司（金沢大学教授）
" 小 嶋 秀 夫（名古屋大学教授）
" 安 藤 高 行（九州大学教授）
" 前 田 稔（九州大学教授）
" 柳 井 晴 夫（大学入試センター教授）
" 荒 井 克 弘（大学入試センター教授）

○ 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会

課 題：学生納付金等について

設置期間：2年間（平成10年6月1日から平成12年5月31日）

委員名簿：委員長 鈴 木 章 夫（東京医科歯科大学長）
委 員 杉 本 典 之（東北大学教授）
" 山 本 眞 一（筑波大学教授）
" 宮 島 洋（東京大学教授）
" 金 子 元 久（東京大学教授）
" 佐 和 隆 光（京都大学教授）
" 菅 原 正 弘（東京医科歯科大学事務局長）
" 原 政 敏（和歌山大学事務局長）

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
 - 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

生涯学習のすすめ

放送大学からのお知らせをお伝えします。

放送大学(教養学部)平成10年度第2学期(10月入学)学生募集

- 【募集学生】 全科履修生 (卒業を目指す学生)
選科履修生 (1年間在学する学生)
科目履修生 (1学期間「6か月」在学する学生)

【出願受付】 6月15日(月)～8月15日(土)

【資料配布】 6月15日(月)～

◎放送大学の特長

- テレビとラジオを利用して授業を行う正規の大学です。
- 入学試験はなく、18歳以上の方なら誰でも入学できます。
- 幅広い分野の約300科目をそろえ、1科目だけでも学ぶことができます。
- 卒業すれば学士(教養)の学位が取得できます。

◎全国放送について

- 1月21日から、CSデジタル放送(スカイパーフェクTV! : テレビ205ch, ラジオ500ch)で全国放送を開始しています。
- 地上放送は従来どおりテレビ(東京局UHF16ch, 前橋局UHF40ch)と、ラジオ(東京局FM77.1MHz, 前橋局FM78.8MHz)で視聴できます。
- 放送大学の放送を再送信しているCATV局に加入されていますと、CATVで、視聴できます。

【資料請求・お問い合わせ】

放送大学本部 〒261-8588 千葉県美浜区若葉2-11 ☎043(276)5111代

放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp/hp>

FAX情報サービス 043(211)8351

資料請求フリーダイヤル 0120-864-600 (無料)

編集後記

* 大学改革の論議が高まる中、国立大学協会においても二つの特別委員会と一つの小委員会が新たに設置されました。

一つは、「大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会」であり、ここでは大学設置基準の大綱化に伴う教養部組織の改編に伴い、教養教育の見直しの必要性が指摘されている状況を踏まえ、深い議論が期待されております。

二つは、情報公開の進展とも関連して、大学における客観的評価システムの在り方を検討するための「大学評価に関する特別委員会」であります。

更には、入学者選抜の問題を所管する第2常置委員会に入試情報の開示・不開示に関するガイドラインを審議するための「大学入試情報開示に関する検討小委員会」であります。

* 本年5月より、東京大学教養学部のご厚意により、同学部のアメリカ研究資料センターの一室を借り、国・公・私立大学の教官ボランティアとパート職員1名により「UMAP（アジア太平洋大学交流機構）先行国際事務局」が設置され、業務を開始いたしました。今後は、文部省・公立大学協会・日本私立大学団体連合会との連携・協力体制を強化し、事業の推進を支援したいと考えています。

* 本号の巻頭エッセーには、原田広島大学長にお願いして、「心の教育について思うこと」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に深く感謝申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成10年6月8日 印刷
平成10年6月15日 発行（非売品）

会 報 第160号

（第48巻第2号 通巻第160号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社